

国づくりと研修

vol.
139

2018.3



特集
『広がる官民連携のまちづくり』



ここがポイント
効果的な演習・討議・見学
時代に即した教科目と充実した講師陣
スキルアップに加え相互啓発効果
国・自治体・民間が研修を積極的に活用

センター研修のご案内

半世紀にわたる実績 — 設立以来、全国から21万人を超える方々が受講 —

一般財団法人全国建設研修センターは、1962年地方公共団体職員の技術力向上を主目的として全国知事会の出捐により設立されました。その後、民間建設技術者を対象とした研修も発足させ、研修の強化・拡充を図り、設立以来、全国から21万人を超える方々が受講され、研修機関として厚い信頼をいただいています。

当センターの研修は、全国知事会、全国市長会、全国町村会の後援、また多くの民間団体との共催・後援を得て実施しています。

平成30年度の研修 — 多様なニーズに即した実践的研修 —

事業監理、施工管理、土質・地質、防災、トンネル、土地・用地、河川・ダム、砂防・海岸、道路、橋梁、都市、建築、住宅の部門、コースをご用意しています。

<新規コース>

1. 生産性及び品質向上のための
コンクリート設計・施工
2. 建築設備(機械)改修

※本誌p42～p43に「平成30年度研修計画」を掲載。

研修受講者の声

- 実例を題材とした工法について専門家の生の声を聞くことができ、討議により疑問点がある場で解決できた。
- 研修テーマに沿った概要の講義から、事例紹介、演習、現地研修、課題討議・発表と多くの内容が盛り込まれており大変有意義であった。
- これからもチャンスがあれば是非研修に参加し、少しでも技術者として成長していきたい。
- 講義の順番や内容が上手く作られており、他の職員にも自信を持って勧めることができる。
- 合宿のような共同生活をすることで意見交換ができ、人脈という大きな財産が得られた。

継続教育 (CPD)

当センターの研修は、研修内容に応じて、「土木学会」、「日本都市計画学会」、「建設コンサルタンツ協会」、「全国土木施工管理技士会連合会」、「日本補償コンサルタント協会」、「土質・地質技術者生涯学習協議会」におけるCPD単位取得対象プログラムとして認定されています。

■お問合せ先 一般財団法人 全国建設研修センター 研修局

〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2
 TEL : 042-324-5315 FAX : 042-322-5296
 URL : <http://www.jctc.jp/>

特集

広がる官民連携のまちづくり

巻頭エッセイ

4 地域コミュニティの形成と住民参加 ワークショップで地域をまとめるファシリテーターとして

ライフスタイル協同組合代表理事
(株)ライフスタイル研究所代表取締役 船崎 美智子

座談会

6 民間団体のまちづくり活動はいま

岩崎 正夫 (まちづくり福井(株)代表取締役社長)
木村 常在 ((株)ジェイ・スピリット取締役)
三牧 浩也 ((一社)柏の葉アーバンデザインセンター副センター長兼事務局長)
コーディネーター:
保井 美樹(法政大学現代福祉学部教授・全国エリアマネジメントネットワーク副会長)

論稿

16 エリアマネジメントの基本と これからのエリアマネジメント活動

横浜国立大学名誉教授・森記念財団理事
全国エリアマネジメントネットワーク会長 小林 重敬

20 リノベーションまちづくりの背景と可能性

東京大学大学院工学系研究科建築学専攻教授 松村 秀一

24 これからの地域経営に求められる官民連携と 公的支援の視点

東洋大学PPP研究センターリサーチパートナー 矢ヶ部 慎一

28 官民連携によるまちづくり支援の取り組み

ー「つくる」まちづくりから、「使いこなして、育てる」まちづくりへー
国土交通省都市局まちづくり推進課官民連携推進室 課長補佐 橋口 真依
政策係長 峯岸 佑典



座談会



マルシェ(柏の葉)

小特集

「明治150年」に学ぶ国づくりの近代化

32 近代土木の礎を築いた先駆者たちからの薫陶 ～辺境から灯った日本の近代化～

34 紙・パルプ産業のテクノスケープ ～古代から現代にまで息づく紙づくりの景観～

近畿大学理工学部社会環境工学科教授 岡田 昌彰

38 CLOSE UP 人づくり
愛媛県 新居浜市

41 ほん
『空き家問題解決のための政策法務』／『奇跡の村・舟橋』

42 業務案内
『建設研修』／『技術検定試験』／『監理技術者講習』／
『登録解体工事講習』／『建設業法等の出張講習』／『刊行図書』



新居浜太鼓祭り

edit & design
高梨弘久／緒方英樹



①環境ワークショップ、②まちづくりワークショップ、③体育館での小学生ワークショップ、④ワールド・カフェ、⑤ワークショップ終了後の感想カード

地域コミュニティの形成と住民参加

ワークショップで地域をまとめるファシリテーターとして

船崎 美智子

創業〜これまで

奇しくも、本年はライフスタイル研究所を立ち上げてちょうど二〇年になります。スタートした一九九八年、子どもたちはまだ小学生。私のオフィスは夫の両親と同居する我が家のリビング。当時は携帯電話やパソコンのメールも使い始めたばかり、同時にHPも立ち上げました。大量に届くアンケート回答のFAXに義母が目を丸くしたこともありました。

二〇年を経て、世の中も我が家の家族構成も変わりましたが、様々な世代の女性、地域の人たちの本音や生の声を集めて、行政サービスや地域の特産品開発に活かしたいという思いは一貫して変わりません。地域の課題を掘り起こし解決することが、地域コミュニティ形成の大きな成果につながり、より深い絆が生まれると確信しています。事業のキーワード

まちづくり、観光、消費者保護、経済活性化。具体的には、お土産となる特産品開発、観光マップづくり、地域拠点となる場づくりなどです。そのためには、地域で活動している団体や個人、幅広い世代の方々に声をかけて、交流会や意見交換会を開催し、智恵や



ふなざき・みちこ

ライフスタイル協同組合 代表理事

株式会社ライフスタイル研究所 代表取締役

平成7年～現在、「ライフスタイル研究所」を設立し、生活者の視点・女性の生き方を支援する生活提案ビジネスで起業。平成11年～14年、山口きらら博・キャンペーンスタッフ「きららフレンズ」ディレクター。平成14年～17年、やまぐち県民活動支援センター・センター長。平成18年～19年、山口県立大学附属地域共生センター・生涯学習プロデューサー。平成19年～26年5月、NPO法人市民プロデュース理事長。平成20年～現在、山口県立大学非常勤講師。

平成26年6月、4人の女性でライフスタイル協同組合を立ち上げ、「まちづくり・ものづくり・ひとづくり」をテーマにワークショップのファシリテーター、地域プロデューサーとして活動中。平成26年12月認定ファンドレイザー資格取得。

アイデアを出していただきます。多様な主体参画を目指して

地域の住民だけではなく、市・県・国といった行政、大学・高校・小中学校といった教育機関、企業、NPO団体、その地域とともに活動している人たちすべてが主体となります。皆の連携を促し、話し合いの場をつくり、課題解決を図る橋渡し役、いわばファシリテーターが私の役割と言えます。話しやすい場づくり

話し合いはワークショップ形式。いろいろな立場の人たちから公平に意見やアイデアを出していただくためです。参加者は四～六人のグループに分かれ、進行、記録、発表、タイムキーパー等の役割を分担します。アイデアや意見は付箋紙に記入し、一人ずつ読み上げ、皆で話し合います。カードは内容ごとにKJ法で分類して整理し、グループの横造紙に貼付します。

とりわけ、ワールド・カフェという手法では、カードに加え、各々がマーカーで横造紙に直接意見を書き込みます。グループの皆がまんべんなく自分の考えを自由に表明でき、限られた時間内で率直な意見交換がやりやすくな

ります。私は中央にテーマを記載し、みんなの意見がテーマから外れないように工夫し、意見は付箋紙に書いて貼り付けます。テーマごとに付箋の色を変えるのとまるで花びら。「フラワー・カフェ」と名づけ、活用しています。アイデア出しから実践へ

ワークショップでは、参加者にあらかじめ宿題を出して情報を持ち寄ってもらうこともあります。専門家も呼んで話し合いの中でアドバイスをいただきます。参加者から出されたアイデアを実践するために企業や大学、行政のサポートも必要です。

また、ヒアリング調査やアンケート調査を行って幅広い意見を拾います。お土産の特産品開発では、「買って帰りたいかどうか」をチェックする試食会は欠かせません。できるだけ多くの人の意見を聞いて、中立の立場でバランスをとりながら事業を進めていくのもファシリテーターとして不可欠な要素です。何より、実際に生活する住民の皆さんが歓迎することなのか、将来の地域を支える子どもたちにとって良い方法なのか、自信と責任を持って継続して

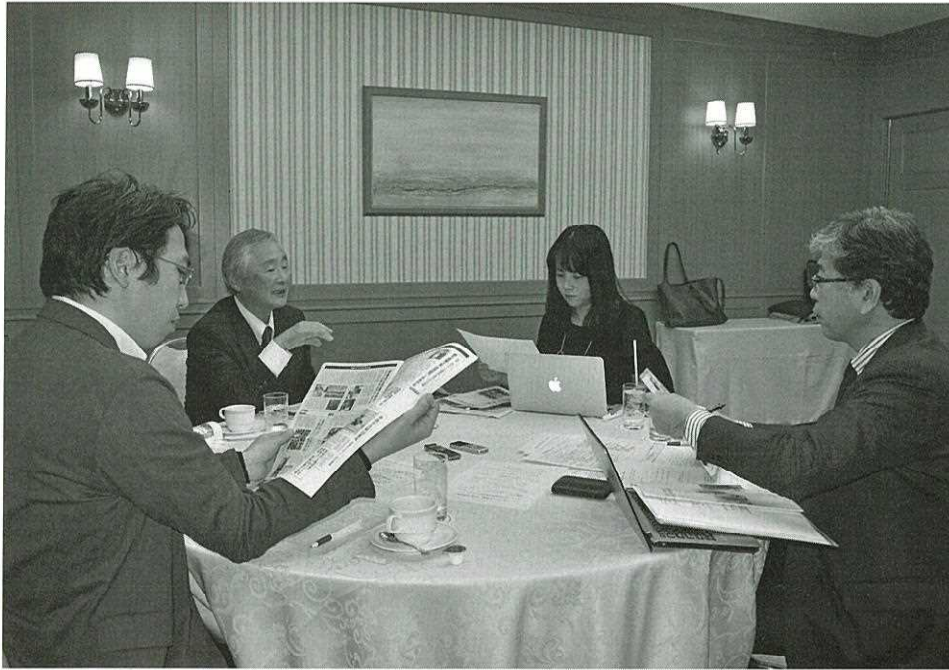
もらえることなのか、主役はあくまでも地域で暮らす方々と考えています。地域づくりからの広がり

当初「まちづくり」や「商品開発」から出発しましたが、次第に関わる事業の種類も増えました。

「環境保全」（例：樵野川流域の自然再生活動、アサリを守る山口湾の干潟耕耘）、「安全・災害対策」（例：周南地区北浦地区通学路点検、中国地域学生フォーラム）、「中山間地域」（例：須佐・徳佐地区など特産品開発、地域おこし協力隊連携）、「人権・男女共同参画」（例：ワークライフバランスを考える学生ワークショップ、子育て世代の女性の働き方）など、どれもが相互に関連性のある事業、すべてが人のつながりが核になっています。

二〇一八年よりこれから

大切な地域の「宝」を子どもたちに残していくためにできることは何か。これまで培った多くの人のつながりも私にとっては「宝」と言えます。地域づくりのファシリテーターとして自分の役割をしっかりと踏まえて、これからも地域の暮らしを守るために尽力していきます。



民間団体の まちづくり活動はいま

出席者

岩崎 正夫
木村 常在
三牧 浩也

<50音順・敬称略>

まちづくり福井株式会社 代表取締役社長

株式会社ジェイ・スピリット 取締役

一般社団法人柏の葉アーバンデザインセンター
副センター長兼事務局長

コーディネーター

保井 美樹

法政大学現代福祉学部教授

全国エリアマネジメントネットワーク副会長

(開催日：平成29年12月12日 場所：ホテルルポール麹町)

保井 今日(※)は都市再生推進法人(※)の方々にお集まりいただいています。そもそも都市再生というのは、イコール再開発ではなく、再開発なり公共空間の整備なりという整備事業とともにその後の空間マネジメントを通じて、将来にわたって賑わいあるいは価値のあるまちづくりを目指すことだと思います。そのためには、今日のテーマである持続的なまちづくり活動が重要で、時代の要請に応じて都市空間の使い方を変えていったり、時には時代の先を読んだ使い方を切り開いて、街を支える人の新陳代謝も図り、その街のライフスタイルを創り出していく、そんな試みが求められます。そうしたことは民間団体ならできるといっていいわけではなく、地域の中の空間所有者・管理者の合意の上で共同のアクションがないと進みません。

そうした認識に立つと、おそらく皆さんは単なる民間団体ではなく、地域のセクターを超えて、様々なステークホルダーといえますか関係者の方々をつないで、単一の組織ではできないような活動を手がけておられる、ある意味、特別な民間団体だと思います。そこでは、民間ではあるけれども地域とつながりながらどんな活動をされているのか、岩崎さんから自己紹介を兼ねてお話しいただければと思います。

※都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりを担う法人として市町村が指定する。公的位置付けが付与されることにより、関係者調整が円滑に進むことが期待されており、都市再生整備計画の市町村に対する提案や、都市利便

増進協定、低未利用土地利用促進協定を結ぶことができるなどのメリットがある。

各団体が抱える地域課題とまちづくり活動

(1) まちづくり福井株式会社

岩崎 まちづくり福井は福井市が五一%出資している三七セクの会社です。私自身は福井商工会議所からの出向で平成二八年四月に来ました。実はその三年前に、いまの役職とは違う形で現場を任されて六年ほど勤務してましたので、その当時からいろいろなつながりとか、やるべきこともそれとなくわかっていたという中で、現場も持ちつつ、組織もまとめつつ、なかなか大変だなと改めて思っているところです。

福井の課題というか置かれている現状をちょっとご紹介させていただくと、中心市街地は、どうしても郊外のショッピングセンターやロードサイドの大型店に押され、また近隣の金沢や京都へは一時間ぐらいで行けてしまうため、も



岩崎 正夫 氏

とよとの商業での賑わいを取り戻すのが非常に厳しい状況になっています。それでも中心市街地は地元の顔であるし、地方の都市経営ということを考えれば、きちんと固定資産税を稼ぎだしてくれないといけない場所であり、いままでも福井市では中心市街地にいろいろな投資をしてきました。

特にJR福井駅の周辺では一〇年以上前から区画整理とあわせた再開発事業が行われ、平成二八年四月には再開発ビル「ハピリン」がオープンしました。その一階の屋根付き広場と三階にある能舞台を備えた多目的ホールを、まちづくり福井が市から指定管理を受けて運営しています。特に屋根付き広場は、まちづくり福井が主催しているものばかりではないですが、ほぼ毎週末イベントが続いて来街者を増やしています。そして、そこからもう少し商店街のほうにお客さんを流したいと、都市再生推進法人の指定を受けて、歩道上に休憩施設とか、近所のカフェの方々と一緒にテーブルを出して、滞在時間を延ばそう、回遊性を図っていこうと取り組んでいるところです。

そうした賑わいづくりとともに、福井の中心市街地は戦後できたまちですので、多くの建物が五〇年、六〇年の寿命を迎える段階にあり、いま再開発が立って続けに動こうとしています。そういった中で、エリアマネジメント的な活動として、再開発で同じような建物ばかりできて



再開発ビル「ハピリン」とその1階屋根付き広場に開設されたスケートリンク

も、まちの魅力や、新たな民間投資を呼び込むことにつながらないので、地元の方々と一緒に、導入機能と配置を整理して再開発に取り組んでいこうとしています。

木村 週末のイベントにはどのぐらいお客さんが来るのですか。

岩崎 やっぱり多い少ないがありますが、来られる方は非日常みたいなものを求めているのか、変わったことをやると来ますね。ゴールドデンウィークには地元の新聞社がやっているのですが、「お肉マルシェ」といって、市内のお肉を扱っている飲食店の方に集まっていたら、とにかく肉料理だけ出すとかですね。それから、今週末オープンなのですが、冬場はどうしても

人の流れが弱くなるので、屋根付き広場を使ってスケートリンクを去年初めて一カ月やってみたのです。そうしたら、案の定というか思いの外というか、一カ月間で一人ぐらいの利用者がありました。だいたい中学生までのお子さんが中心なので、親子で来る、おじいちゃん、おばあちゃんと来るというパターンが多く、来場者で見ればその三倍、三万人ぐらいは来ていただけだと思います。冬場にこれほどの集客は初めてで、地元商業者からも「うまくいったね」と言われた事業ができました。

木村 もう一つ、まちや建物の機能性の整理というか、その辺をもうちょっと具体的に。

岩崎 どうしても再開発事業というと、マンションを建てて、一階部分には商業施設を入れてと考えるのが基本。パターンになってしまっているので、それに何を組み合わせるか。実はいま、福井駅の目の前はホテルを入れよう、もう一つのところはマンションだけで終わらせよう、また別なところはサービス機能付高齢者専用住宅にして、一階にクリニックを入れようという構想があります。それが本当に適当なのか、ふさわしい場所になっているのかといったことを、各商店街の代表など地権者の方々と協議しています。

保井 地権者の方々とつながりはどうですか。まちづくり福井の出資者にも入っているのですか。
岩崎 はい、地元の商店街も出資者で入っています。ただ定期的にいろいろな会議を

やって、そこで顔合わせもします。道路を使ったイベントも一緒にやっていますので、そのつながりは行政よりも強いと思っています。

保井 イベントの持ち方に対する考え方はあるのですか。例えば、収益イベントを増やそうとか、市民参加型のイベントにしようとか。

岩崎 実は指定管理を受ける中で、福井市から指定管理費を少しいただいているのですね。その予算で幾つかイベントをやるのですが、その際には民間の団体と一緒にやることをなるべく心がけています。会場代をいただく場所なので、指定事業として一緒にやれば会場代がかからずに済みますし、なるべくまちに関わってくれる人を増やすことが前提ですので、趣味でやっている人とか、学生とか、そういったいろいろな方々と一緒にやって市民参加型を意識しています。
保井 わかりました。では、次は木村さんでよろしいですか。

(2) 株式会社ジェイ・スピリット

木村 自由が丘は、昭和の初めに東横線や大井町線ができて発展してきたのですけれども、当初は住宅街で、そのうち駅のそばに商店街ができて、住宅街の人たちがそこを利用するというまちでした。終戦直前に福井と規模は違いますが空襲で焼け、駅前の焼け跡を広場にと提供された地主さんの先見の明もあり、戦後はまた少しずつ店が増えはじめ、いまはファッションやスイーツのまちとしても人気で、平日でも、週



自由が丘はファッションやスイーツのまちとして人気のスポット

末でもたくさんのお客さんと賑わい、自由が丘駅は一日平均で十五万人ぐらいの乗降客があります。まちの中に入って来られるのはその半分と言われている、年間の商店街の売上が四五〇億円ぐらいあります。そのうち商店街振興組合が契約しているクレジットカードやデビットカードの売上が約一一〇億円で、そのカード事業をジェイ・スピリットが受けています。それをジャスパスという会社に委託して、そこから年間六〇〇万円ぐらいが入り、ジェイ・スピリットの主な運営費となっています。

組織形態は株式会社で、商店街振興組合が五一%、目黒区が十五%、そのほか商工会議所や東急電鉄と個人が出資しています。取締役は七

○代が三人、六〇代が三人、五〇代が四人、四〇代が一人という十一人で、その中に東急電鉄からの社外取締役がいます。それなりに自由に意見を申し合っていて対応しています。

現在、自由が丘のまちは駅周辺の老朽化が進み、駅前広場の北側では、市街地再開発事業を目指し、準備組合が設立されています。ちょうどその街区の西に都市計画道路の補助一二七号線があるのですが、その幅員が六メートルぐらしかなく、バスが一方通行で入ってきて人がいるという危険な状態にあります。それを十五メートルに広げたいという動きがあつて、この数年のうちにはある程度はつきりさせることになっていきます。ただ、地権者や建物の権利者にとっては、実際に九メートルセットバックすると自分のお店がなくなってしまうケースもあり、勉強会を開いてその辺をどうするか検討しているところですよ。

保井 カード事業のお話がありました。そのお金でどんな活動をされているのですか。



木村 常在 氏



自由が丘のスイーツキャラクター「ホイップるん」



産業能率大学とのコラボで、「セザンジュ」と呼ばれる女子学生による防犯やまち案内の活動

木村 一例ですが、約十年前に「自由が丘地区街並み形成指針」をとりまとめ、それをもとに建築行為の確認や相談業務を行う街並み形成委員会を立ち上げていまして、ジェイ・スピリットはその相談・申請窓口となっています。例えば看板や広告物の設置場所、その色やデザインの話を受けたり、それから駐車場が欲しい、それなりに快適な居住空間が欲しいとなると、どうしても緑が減ってしまいますので、「駐車場をコンクリートにしないで、ちょっと草が生えるようにしてください」とかそんな提案をして、自由が丘らしい街並みづくりの調整的な役割を担っています。

岩崎 そうした活動の中で、住民や業者の意

識を高める取り組みはされていますか。

木村 まち運営会議というものを隔月に一回、もう十二年ぐらいいやっています。業者と住民、区も参加して、あと東急電鉄やまちづくりの専門家の人たちも何人か参加して、毎回集まるのは三〇人から三五人ぐらいです。その会議の場で、広告物や歩行環境、駅前広場の改修に関することなど様々な課題を検討してきました。

保井 さっき取締役十一名の方の年齢構成をしっかりと説明してくださったのですけれども、それは、若手にシフトさせていこうという思いがあるからなのですか。わざわざ何十代が何人とおっしゃったから、そう感じたのですけど。

木村 そうしたいのですが、やはり若手はそれぞれ仕事を持っていて忙しいのですよ。いまのところ若い人たちには、自由が丘のスイーツキャラクター「ホイップるん」が各地のイベントに参加するのですけれども、その手配などのプロモーション事業や広報活動を中心に活動してもらっています。

保井 わかりました。では三牧さん、柏の葉のお話を。

(3) 一般社団法人柏の葉アーバンデザインセンター
三牧 お二人のまちは様相が違って、まさにいま開発が進められているエリアで活動しているのですが、簡単に地区の概要だけまずお話しすると、秋葉原からつくばまでつくばエクスプレスという鉄道が二〇〇五年、いまから十二年

前に開通して、ちょうど柏の葉というのはその真ん中ぐらい、秋葉原から三〇分ぐらいの場所にあります。つくばエクスプレスは、鉄道の整備と駅を中心とした沿線開発を一体で進めていて、ずっと带状に巨大な開発エリアがあるというような場所です。

柏の葉でも二〇〇〇年から千葉県が中心となって区画整理事業をやっていますが、日本全体でも人口の減少が見えた中で、単なる郊外住宅をつくっても仕方がないという話はもう前提としてあるわけですね。では、どういうまちづくりをするのかということですが、柏の葉では、近くに東京大学と千葉大学のキャンパスがあるので、大学と連携しながら、これだけの規模の開発機会を活かし、考えられることをたくさん詰め込んで、一つの実証実験をやっていくようなまちを目指そうということが二〇〇年ほど前から議論されてきています。それから、駅周りの土地はもともと三井不動産がゴルフ場として持っていたという経緯もあって、区画整理の大規



三牧 浩也 氏

模地権者である三井不動産と連携しないとまちづくりはできないという状況がありました。

そうした中で、県は区画整理、三井は開発、大学は調査研究あるいは教育を、それぞれがばらばらにやっても仕方がないので、一緒にコラボレーションすることで、まさに最先端のモデル都市を目指そうと、二〇〇六年にUDCK (Urban Design Center Kashiwanoha) という組織がつけられました。UDCK自体が何か事業をやるということではなくて、共同のプラットフォームというか、何か一緒にやるときにUDCKという名前なり組織を使えるという曖昧な建て付けでスタートしています。

そういう意味で、当初は任意団体だったのですけれども、活動が五年目、六年目になってきて、いろいろな公共空間ができてきたり、あるいは何か新しい事業をやるたびに法人というか組織がないとやりづらいということで、法人格を取ったのが二〇一一年です。そのときに、どういう事業をやるのかという議論をしたのですが、一つは、さつき木村さんがおっしゃったような景観の誘導ですね。やはりどんどん開発が進むので、市と連動して景観の協議をやるような組織にしよう。いま景観法に基づく景観整備機構という法人の指定がありますけれども、それを取って、駅周辺の開発に際しては、広告物も建築物も一度われわれが相談に乗るという形で運用しています。



高木やブロック舗装、野外型ソファなどで高質化された柏の葉キャンパス駅の駅前空間

もう一つ、駅前の広場はもうすでに区画整理できていたのですが、当初はいろいろなプランナーがすばらしい絵を描いていました。ただ行政もあまりお金がないという中で、実際にはやり切れなかったんですね。そこを三井不動産がプラスの投資をして、例えば高木をたくさん植えようとか、舗装を全部ブロック舗装にしようとか、おしゃれなベンチを置こうとか、民間投資で空間を高質化したのです。けれども、それを誰が管理するのかというときに、さすがに行政では全部を引き取れないという話の中で、都市再生推進法人として、UDCKが受け皿になることになりました。ですから、最初はエリアマネジメント団体というか地域の管理運営を

やっていく組織として設立されたわけではなかったのですが、徐々に「当然これもUDCKで受けてね」と、法人をつくったことで非常に便利な受け皿になって、いまは結構マネジメン的な業務も請け負うようになってきています。

木村 管理はどういう方がされるのですか。

三牧 例えば植栽の剪定などは専門業者に発注しないとできないので、市からのお金と三井不動産の負担金を合わせて業者にやってもらっています。清掃については、毎日落ち葉を清掃しないといけないようなところは、三井不動産の負担金の中で清掃業者をお願いしていますが、UDCKは地域の皆さんとも様々なつながりができているので、月に三回程度ですが、一緒に清掃をやったり、地元の花壇活動をするような団体が幾つかありますので、そういった方に花壇の手入れをお願いしたりしています。その辺は市や三井不動産が直接やると、全部が業者発注になりかねないですけども、地域とつながっているわれわれのような組織があることで、適材適所というか、臨機応変にいろいろな人の協力を得ながら管理できるというよさはあるかと思えます。

保井 これまでのお三人の話をお伺いしていると、皆さんの団体が行っている活動には共通点があることに気づきました。第一に街並み・景観の形成を手がけられること、第二に街の機能の整理を進めておられること、第三に公共



保井 美樹 氏

施設や公共空間の管理・活用を行っておられること、第四に街の中で人々が活動を起こすことを支援し、新しい層をまちづくりに巻き込んでいくこと。これらの四つの活動は、全ての団体が手がけられてますね。

このうち、公共空間の管理については読者の関心も高いと思いますので、もう少し深掘りしてみたいのですが、民間団体の立場から新しく提案してできたり、行政と一緒にやってつくりたいものは他に何かありますか。

公共空間の管理運営をめぐって

岩崎 中心市街地にポケットパークがあるので、福井市と都市利便増進協定を年度内に結んで、そこと接続する市道とあわせて管理をまちづくり福井で受けていこうと考えています。街灯や融雪装置など最低限のものは行政が費用を見てくれますが、春から秋ぐらいまでの利用については、利便協定を結ぶ中で、まちづくり

福井が利用者から使用料をいただいでお貸しし、管理費を少し稼いだせたらと思っています。

木村 先ほど自由が丘駅の乗降客数に触れましたけれども、自転車の通勤・通学で駅に来る人もすごく多いのです。ところが、土地が高くてなかなか駐輪場がつかなくて、駅前広場も一時、放置自転車があふれ、私たちは何回も警告の札を張って区に撤去してもらったりしたのですね。目黒区としては駅前広場の地下に駐輪場をつくりたかったのですが、そこには防火水槽があつたりして、なかなか構造的にも難しい。それで東急電鉄の車庫の跡地を借りて、隣接する世田谷区と協力して駐輪場を二つつくったのです。この駐輪場整備にあたっては、ジェイ・スピリットが中心となって、まち運営会議でも皆さんからいろいろ意見を聞くなどして対応しました。

保井 ポケットパーク、駐輪場の話が出て、あと柏の葉では調整池の話がありますね。

三牧 先ほどは言わなかったのですが、駅前から外側へと区画整理を進める中で、次のエリアをどうやっていこうかというときに、雨水を一時的にためておくための大きな調整池があったのですね。あくまで治水用の池なので、高いフェンスで囲って、年に二回ほどただ草を刈るだけの管理がされていました。UDCKでは、せっかくなの水辺が駅から徒歩五分ぐらいのところにあるので、それを親水公園にすれば周りの土



水辺のオープンスペースに生まれ変わった調整池

地の価値も高まるだろうという提案を以前からしていたのですが、市としては中に人を入れるのはさすがに管理しきれないよというのがずっとあったのです。

そこで三井不動産と一緒に、仮に事故が起きた場合の管理責任もわれわれが負うので開放を前提とした公園のような整備ができないか、という交渉を二年ぐらいして、二〇一六年十一月整備が完了しました。この管理費が年間約六〇〇万円かかっているのですが、調整池機能の維持管理に必要なものとして整理がつく半分強は市に出してもらい、残りを池の周りに土地を持っている地権者、三井不動産が多くを占めていますが、個人の地権者も含めて一〇名ぐらい

で管理費を負担する仕組みをつくって管理しています。市もお金がないと言いながら、やはりいい空間をつくれれば周りがよくなるということを徐々に経験することで、大分前向きに考えていただけるようになってきています。

保井 いままでの管理というと、リスクを取り除いて、とにかく安心・安全な空間を実現していくことだったと思うのですが、そこに付加価値をつけて調整池を開けられたというのは、エリアマネジメントの組織の方々が入った大きな功績だと思いますね。

では次に、プレーヤーの調整、役割分担に関してはどう整理されていますか。

プレーヤーの調整と役割分担

木村 目黒区は小学校単位で住区があります。自由が丘住区には小学校が二校あって、ジェイ・スピリットの活動領域は緑ヶ丘小学校区の全部と宮前小学校区の半分です。その住区も四〇年近い歴史があって、特に公立の小中学校とは密接な関係をつくってきています。ですので、子ども向けのいろいろなイベントや地域の防災訓練などでも、住区住民会議という組織が中心になって、各町会や自治会、商店会、もちろん学校の先生たちも協力してくださり、連携という面では比較的うまくいっているのではないかと思います。

保井 そういう意味で言うと、ジェイ・スピリットの位置づけというのは、町会や自治会、住区住民会議などの住民による団体と、商店街振興組合に代表される商業者たちの団体が一緒になって地域のことを考え、事業を行う。その推進役でもあるのですね。

木村 そうです。私はどちらかという住区住民会議というか、住民側の代表としてジェイ・スピリットで活動しているのですね。メンバーのもう二人も住民側の町会、自治会から入って、あとは商店街側の人たちです。

三牧 ネットワークの中心はジェイ・スピリットになるのですか。

木村 いまのところ住民側のコミュニティづくりは住区住民会議が、まちづくりという観点では、ジェイ・スピリットが中心になってやっていったらいいのではないかと思います。

保井 そうした住区住民会議の方々は、きっとジェイ・スピリットのことを皆さんよくご存じですよ。でも、一般住民の認知度はどうですか。
木村 住区住民会議や町会、自治会、商店会の役員などはよく知っているはずですが、普通の人はなかなか知らないですね。

保井 その点、UDCKは駅前にどーンと拠点があつて、かなり認知度は高いのではないかと思います。役割の整理も含めてお話しただければ。

三牧 UDCKもいま十一年目ですが、当初は

新しく住み始めて何かコミュニティ活動を始めたいという人は、とりあえずUDCKに相談に来るみたいな状況があつて、それは駅前に拠点があることが大きかったと思います。いまはもう七〇〇人以上が駅前に住むようになって、別にUDCKにかかわらなくなつて、いろいろな活動をやっている人はたくさんいるという状況になると、駅前にUDCKという場所があるのは知っているし、年に一回やっている子ども向けの大きなイベントには参加するけれども、それ以外は何をやっているかよくわからない、そういう人のほうがたぶん多いのではないかと思います。

今後、その辺でどういう関係を地域と築いていくのか、以前とは状況が変わってきている中で存在感をどう発揮すべきなのか、という点は考えないといけない時期に来ています。要は地域の住民コミュニティの中で、UDCKがもつと存在感を発揮すべきなのか、それとも、自立的にいろいろなることをやっている人がいる状態というのは、それはそれで健全なので、もう少しいろいろなレベルのかかわりをつないでいくような、裏的なことができればいいのではないかと思います。

保井 岩崎さんのところはどこですか。

岩崎 もともとの商店街がこの狭いエリアに六つあるんですね。そういった中に、ハピリンや西武、JRの商業施設とか、駅の東側にも大き

な複合ビルがあるのですけれども、それらを一つのショッピングモールに見立てて、全体で販促に取り組もうというグループが二年前に立ち上がったといいます。「エキマエモール」というのですが、一般社団法人の法人格も取ってしつかりやるようになってきたのですね。

従来の商店街の仕組みだと、会費を取って事業をすれば、商店街に加盟していないところにもメリットが行ってしまつて、会費を払っている人がどうしても「何で俺たちだけ」みたいなことを言いだしてしまう。その点、エキマエモールは事業ごとに参加費を取ってやるので、「この事業は参加したほうがメリットがあるな」と思ったときに、その分の負担をして参加するというような動かし方をしていのです。

三牧 それはどういう方々が主体となつて立ち上げたのですか。

岩崎 おもしろいのは、その中心になつているのは、駅前にお店も何も持っていない、代行運転業をやっている若い社長なんです。

三牧 それがよくつたのかもしれないですね。下手にしがらみがないというか。

岩崎 そう思います。

三牧 きつかけは。

岩崎 もともとその社長が駅前で「街コン」を企画して、そのときに商店街ともつながりができる中で、まちづくり活動にのめり込んでいったのです。エキマエモール以外にも、幾つかそ

ういうおもしろいことをやっているグループがでてきているので、われわれも刺激を受けつつ連携をとっており、いますごくいい傾向かなと思つています。

行政との連携にあたって

保井 次に、行政との連携進化の展望をお伺いしたいと思います。例えば、もう少しこうやったらうまくいくとか、ここが変わればもっと関係が広がるとか、何かお考えがあればお聞かせください。

岩崎 さつきちよつと言つた電車通りを使つたイベントでは、市の職員も出てきて一緒に汗をかいてくれるのです。やはり机を挟んであだこうだとか、予算をつけるつけないとかというだけではなくて、一緒に作業するというのはすごく大事だと思いますね。

保井 そうやって一緒に汗をかいてくれた方は、きつと異動されても出てきてくれたりしますよね。

岩崎 本当に異動しても気になつてまた見に来てくれたり、広報に異動して市政広報などでちょっと大きく取り上げてくれたりすると、われわれもすごくうれしいし、思つてくれるんだなと。

あとは、都市利便増進協定でこういつたことが可能になるとか、担当部署はしっかりわかっているのですけれども、それ以外の部署に行く

と、「何なの、それ？」みたいな話があります。もう少し横の連絡をとってけると、われわれも動きやすくなるという気はします。

保井 そこは何かご提案がありますか。

岩崎 道路の占有許可を取るときは管理課に書類を提出するのですけれども、例えばその道路に隣接する公園だと公園課になって、その情報が伝わっていないのです。ですから、定期的な連絡会をできれば警察も交えてくれるといいと思いますね。幸い、福井は警察も非常に理解があるほうで、以前は全部の交通をとめないイベントをやってはだめと言っていたのですが、いまは電車を走らせながら、両サイドの車道でイベントをすることも許可してくれます。トランジットモールと言うと大きいですけれども。

保井 それに近いですね。

岩崎 事故が起きないように、鉄道事業者にもすごく負担をかけていますし、警察からは歩行者の横断する所には警備員を立てるようとか、いろいろな指導が来るのですが、今年四回やっておかげさまで事故もなく終わり、来年もやればいいよという方向で動いています。

保井 着実に実績をつくられて、信頼も上がってきているということですね。

岩崎 そうですね。だから、そういうことをもう少しきちんと検証する意味でも、横の連絡会があればいいと思います。

保井 おっしゃるとおりですね。私が地域まち



福井鉄道が走る駅前電車通りでのオープンカフェ

づくり支援のお手伝いをしている名古屋市では、まちづくり団体が一定のレベルになったところで、「マネジメント認定」というものを出すようにしたのです。その段階で、関連する部署を全部集めた応援会議をつくって、庁内で情報をきちんと共有する仕組みを考えました。

その辺はどうですか、三牧さん。柏市とはかなり密に連携されているような気はするのですが、何か課題はありますか。

三牧 課題云々の前に、非常にうまくできた仕組みだなど思っているのは、UDCKの設立のときから市の企画、都市、整備の部署の部長クラス、課長クラスがかかわっているのです、市全体の施策に関係するようなことでも、すぐに横

の連携が取れる体制が整っています。ですので、その点は困ってはいないのですが、さっき話したとおり、どこまで民間がやるべきで、どこまで行政が投資すべきか、その線引きが難しい。例えば街路樹をたくさん植えて、ベンチを置いたことの投資効果というのは非常にわかりづらくて、仮に人口や売上が増えたとしても、「別に高質化の効果ではなく、隣にマンションが建ったからでしょう」みたいな話になってしまいうけです。われわれからすれば、プラスアルファの投資をすることの正当な評価をいかにしながら、行政が投資しやすい環境をつくるかというところは課題ですね。

保井 地価が上がるとか満足度が上がるとか、何がないと投資しにくいみたいなことはきつとあると思うので、データをきちんととって、行政に限らずステークホルダーに見せて説明していく、それは非常に大事なことだと思います。ただ一方で、それをやっても次の段階に行けるとは限らない。そこで私は、さっき岩崎さんがおっしゃられたような、事業ごとにやりたい人が投資する仕組みというのが現実的なのかという気がします。そういう個別の成功体験を積み重ねて、やりたいという人たちが出てくるというのが大事だと思いますね。

三牧 そうですね。一つのお財布に大きなお金をどーんと集めてというやり方でなく、もっと柔軟な組織がそれぞれの思いでやれることをや

って、緩くネットワークしていく状態がいいの
でしょうね。

今後の抱負と展望

保井 では最後に、今後の抱負や展望をお聞か
せただいて締められればと思います。

木村 自由が丘は住宅街と商店街の共存をまち
づくりの大きなテーマとしています。それには、
歩いて楽しいまちを目指すとすると、ハード面
では道路の拡張や鉄道の連続立体化が課題にな
ってくるので、その辺の理解や合意形成を図り
ながら、よりよい整備のあり方を検討していき
たいと思っています。それから活動費が少し不
足がちでして、道路の拡張が実現したら、広告
ボードやオープンカフェを設置して活動資金に
役立てるとともに、賑わいが衰えないようなま
ちにしたいですね。

街並み形成指針の運用にあたっては、まだ七
割前後の相談率なので、それをより高めて、自
由が丘らしい住環境、商業空間を育んでいきたく
いと思っています。その中で住環境に関して、自由
が丘には子育て世代にふさわしい六〇平米程度
の賃貸物件が非常に少ないので、地権者の方々
にも働きかけてそうした物件を増やす活動を進
めて、子育て世代も住みやすいまちを目指した
いと思っています。

災害関連では、地域BWA（地域広帯域移動
無線アクセス）の導入を進めていて、この一月

から運用を開始することになっていきますので、
その対応も大事だと考えています。また防犯に
関しては、近隣の町会・自治会と協力して防犯
カメラの設置をさらに進めることで、まちの防
犯性の強化を図っていきたいと思います。

保井 ありがとうございます。やるべきことが
次々に出て大変ですね。でも、いまの展望の中
には、まちづくり団体が地域経営組織に昇華す
るためのポイントが示されていたように思いま
す。では、三牧さん。

三牧 柏の葉で駅前の写真とかが出ると、結構
まちができていいるなとわれわれも勘違いしがち
なのですが、駅の乗降で言えば三万人ぐらいし
かないような、実はまだ本当にできたばかり
のまちです。それをいかに外側に広げていくか
ということと、ある意味ピカピカにつくり上げ
たまちを、ピカピカのよさももちろんあります
けれども、人の住んでいるまちですから、もう
少し普段着でも楽しめるような環境をつくり、
住民の方々と一緒に、まさに使いこなしていく
というところをいかに進めていくか、私自身は
一番大きなテーマだと思っています。

保井 ありがとうございます。では、岩崎さん。
岩崎 いま再開発が大きく動こうしている中
で、新しいビルがいっぱい建つだけではまちっ
て面白くないと思うので、きっちりそれとバラ
ンスのとれたまちらしい部分というのですか、
もともとあるようなところとか、人の顔とか息

づかいが感じられるような部分を大事にしたい
ですね。そうした中で、リノベーションをやっ
ている若い人たちが、地元の同世代からも「カ
ッコいい」と言われるものをつくってくれてい
るので、そういったところをもっと目立たせて
いけたらと思っています。

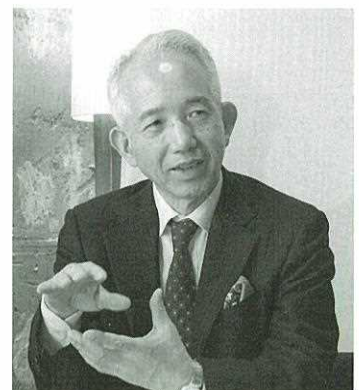
もう一つは、行政とのいいパートナーシップ
というのですか、許認可をする側と求める側と
いう関係だけではなくて、さっき言ったように、
一緒に汗をかくとか、きちんと信頼関係を築く
中で仕事を任せてもらえれば、もっと効率よく
効果的にできるのかなと思っているのですが、これ
からもいいパートナーシップをつくっていきたく
いですね。

保井 ありがとうございます。今日は都市再生
推進法人の皆さまにお集まりいただきました
が、やはり空間づくりだけではなく、それを誰
がどう使いこなしていくか、その使い手たちの
姿がまちの魅力になっていく。そんな活動を展
開されていることが分かりました。そうした活
動を進めるための組織や財源、連携の仕組みな
ど、いろいろなお苦勞も含めてたくさん伺いま
したけれども、やはりまだ完成形ではないと思
います。今日のこの場がこれだけ盛り上がるよ
うに、実践の最前線にいらっしやる方々が、こ
うやって情報交換をしながら何かヒントを得
て、また現場で先に進めていく。このことが最
も重要であると改めて感じました。

エリアマネジメントの基本と これからのエリアマネジメント活動

小林 重敬

横浜国立大学名誉教授 森記念財団理事長
全国エリアマネジメントネットワーク会長



「つくる」時代を中心とした都市づくりから、「育てる」ことを視野に入れた都市づくりに移行している現在、

「育てる」都市づくりの中心的な仕組みであると考え、「エリアマネジメント」が注目されている。

それは、ディベロップメントとコントロールによる都市づくりから、ディベロップメントとマネジメントによる都市づくりへの移行である。

エリアマネジメントの基本 についての考察

エリアマネジメントには、その核心にエリアの単位で「人々の間の協調的な行動を促すこと」があるが、この「人々の間の協調的な行動を促すこと」に関わる知の領域として、近年注目さ

れているのが、「ソーシャル・キャピタル」、すなわち「社会関係資本」の領域である。

(1)「社会関係資本」「ソーシャル・キャピタル」「互酬性」と「信頼」
「社会関係資本」の領域では、「互酬性」「信頼」さらにその源の「ネットワーク(絆)」が「人々の間の協調的な行動を促すこと」につながるとされている。

まず「社会関係資本」ではどのような質の「ネットワーク(絆)」を持つことによって、その内容あるいはそれが生み出す結果が大きく変わるとされている。また「社会関係資本」は、そもそもあるグループを作り出すこと、すなわち、エリアマネジメントとの関係でいえば、地域に関わる地権者、商業者、

住民、開発事業者などがつくる社会的組織から始まるという意味では「ネットワーク(絆)」が始まりとも言える。

また「社会関係資本」は多くの場合、利他的な行為を含むという意味では、経済学が設定する市場の外に位置付けられるものを含み、経済学という外部性を伴う行為をその中に含んでいる。そのため「ネットワーク(絆)」をどれだけエリアで強固にできるかが成否を握ることになる。

地域再生のための「地域づくり」において、地域の有志がまず活動を始める場合、それは往々にして外部性を生み出すことになり、もしその他の地域関係者が、有志の活動にただで便乗していればいいと考えると、その活動、エリアマネジメント活動は早晚活動の弱

体化を招くことになる。

そこに「社会関係資本」が「信頼」と「互酬性」を「ネットワーク(絆)」以外の要素として取り上げた意味がある。地域の再生の面から考えると、地域の「まとまりの良さ」が「社会関係資本」の成果に直接つながると考えるからである。

①「社会関係資本」と「互酬性」

一般に、土地、財産などの物的資本は物理的対象を、スキル、知識、経験などの人的資本は個人の特性をさすものだが、社会関係資本が指し示しているのは主体間のつながりであり、社会的ネットワークである。また、社会関係資本の内実は、そこから生じる「互酬性」と「信頼」である。

社会学者パットナムによれば、「互

「信頼」とは「あなたからの特定の見返りを期待せずに、これをしてあげる、きつと誰か他の人が私に何かしてくれると確信するから」ということである。また「信頼」は社会生活の潤滑油となるものであり、人々の間で頻繁な相互作用が行われると、互酬性の規範が形成される傾向がある。

②「社会関係資本」と「信頼」

「信頼」についてはこれまで幾つかの学術的な考察があるが、その中で注目すべき内容は、理論社会学分野でのニクラス・ルーマンによる「信頼」概念を「人格的信頼」と「システムの信頼」に分化させて考えることである。

ルーマンが理解する「信頼」の本旨は、ある目的を実現するために、それ以外の可能性を制限して行動するといふリスクを引き受けこととされている。それはまた近代社会の事象の複雑性を縮減する機能を果たす役割を担っているとし、そこから「信頼」を単に「人格的信頼」とせず、「システムの信頼」を分化させている意味でもあるとしている。

様々な人格が関わるまちづくりの面では、「人格的信頼」には限界があり、

「システムの信頼」が重要な役割を担うことは明白である。さらに「人格的信頼」は人に対する信頼という意味では事実的であり、「システムの信頼」は抽象的なシステムに信頼を寄せるという意味であり、まちづくりに関わる「地域ルール」などの実効性の面からみると「システムの信頼」の重要性が認識できる。

(2) エリアマネジメントと公共性、地域価値増加性

① エリアマネジメント活動の効果

エリアマネジメント活動の効果を分析すると、第一に、公共性（エリア外部にスピルオーバーする活動の成果と区域内への外部効果）により、社会をよくし、まちをよくすること、第二に互酬性により、エリア内でエリアマネジメント活動を展開することによるメリットが活動組織を担う者に及ぶこと、第三に地域価値増加により、都市経営的視点から有意義な活動であることの三点があげられる。

その結果、一番目の公共性は、エリア外からくる人たちは、フリーライダーにならざるを得ないので、その人たちにに対する効果は、空間そのものもエ

リアマネジメント活動も公共財に近いことになることによる公共性である。

二番目の互酬性の側面というのは、エリアマネジメント活動を展開することによるメリットが活動組織を担う者に及ぶことであるから、中に入っている人からフリーライダーを出さないことが重要であるということである。さらに、三番目の地域価値増加性というのは、エリアマネジメント活動が、そこで利益を生み出すわけなので、活動財源の面からいうとエリアに課金する可能性が出てくること、すなわち他の市民の世話にならないでエリアで対応することにつながる。あとで述べるTIFの場合は先に借金して稼いだ分だけかえすということである。

② エリアマネジメント効果を実現するための条件

第一に、短期的な効果のみを期待するのではなく、一定の期間をかけて上記効果が発揮されることをエリアマネジメント組織として、またそれを担う主体として理解することが重要である。

第二に効果が発揮されるまでの間を含めて、活動の内容に応じて規制緩和や助成が行われる仕組みが用意される

ことも重要である。

第三に、上記の第一、第二を実現するにはエリアマネジメント組織の組成に一定の強制力をきかせる制度づくりが必要である。

(3) 個々の開発では実現できない都市づくりの互酬性を生み出す仕組み

エリアマネジメントによる絆を前提として、個々の開発では実現できない都市づくりの互酬性を生み出す仕組みが存在し、その活用を考えることが重要である。その事例について考察する。

① 駐車場ルール及び荷捌き駐車場の集約化（共同配送）

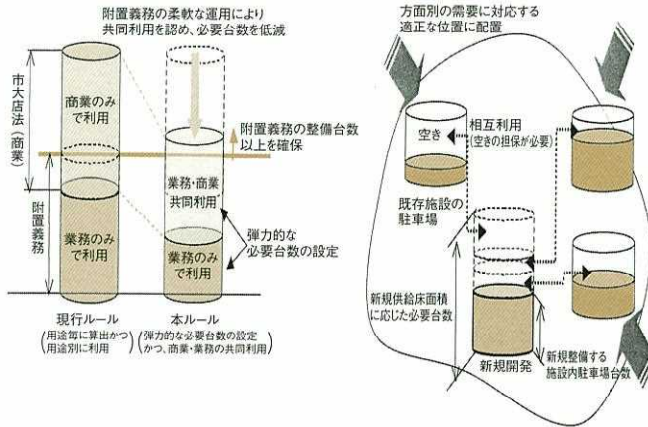
駐車場ルール及び荷捌き駐車場の集約化（共同配送）は自治体の条例や要綱によって担保されている事例が近年多い。また駐車場ルールの一部は都市再生特別措置法に最近組み込まれている。

駐車場ルールのなかで、敷地規模別にルールを決めて、小規模敷地に駐車場を作らせないで、大規模敷地に集約駐車場を作り、駐車場を集約する仕組みは歩道を駐車場導入路で切らないことにつながり、まちづくりの上で重要である。そのような事例として東京銀座地区がある。

横浜市の駐車場条例の事例

〈商業用と業務用の駐車場の共同利用〉

〈周辺の駐車場との連携による空き駐車場の有効活用〉



また、駐車場の整備は開発につきものであるが、開発地内にルール通りに駐車場を整備することがエリアにとって好ましくない場合、エリア内の民の連携を多として駐車場整備のソフトな仕組みを公が実現する事例である。第一が駅周辺など車が集中することが好ましくない場所に大きな駐車場を設置しなくて済むなどの仕組みである。具体的には駅周辺で大規模開発を行うと、開発床面積に応じて駐車場の設置義務が発生するし、また駅周辺であれば商業床開発となり、さらに駐車場設

置義務が増しされ、それが駅周辺の個々の商業ビル、業務ビルに課される。しかしそれらがすべてルール通りに実現すると駐車場規模は多くの場合、過剰に設置されることになり、駅周辺に車を集中させる好ましくない結果を招く。そこでエリアで民が絆を結んでエリアマネジメント活動を展開している場合、その整備すべき駐車場台数を低減できる条例を地元自治体が策定することになり、そのような事例として横浜市、東京渋谷区などの事例がある。

荷捌き駐車場の集約化（共同配送）

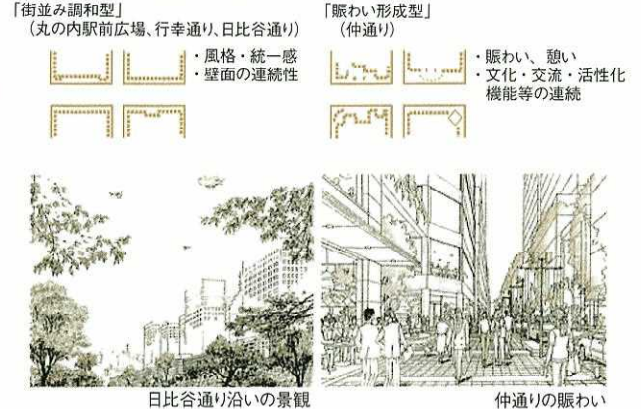
も重要な課題であるが、横浜元町商店街のように実績を積んでいるところもあるが、まだ社会実験の段階にあるものも多い。

駐車場ルール及び荷捌き駐車場の集約化（共同配送）は、エリア内での配送車の運行を削減するという意味で、互酬性を実現する仕組みであるが、それだけにエリアマネジメント組織が適切にあり、絆が十分にできている必要があると考える。

②個々の開発では生み出せない質の空間を作り出す仕組み

「ある通り沿い」や「エリア」で決められたガイドラインなどに基づ

街並み形成型まちづくりのイメージ



いて、公開空地やアトリウムをネットワーク化して作ることで、イベントなどを通り全体、エリア全体で実施し、街の賑わいを実現することである。

また、一定の通りや地域で決められたガイドラインなどにより、歩道状況地を生み出して歩道の整備が十分でない地区の整備に寄与することである。

さらに、一定の通りや地域で決められたガイドラインなどにより、歩道に植栽を施し歩道緑化を実現しエリアの魅力を作り出すことである。

また、一定の通りや地域で決められ

たガイドラインなどにより、エリアで生み出されるデッキのレベルなどを統一し、将来的にも歩行者にとって利便性の高い、また魅力のある地区とすることである。

③街並み景観の統一などを図る仕組み

ガイドラインなどにより、街並み景観の統一などを図る仕組みが存在し、その活用を図ることである。具体的には地域で決めたガイドラインなどに従って、建物の高さ、色彩、ファサードの在り方などが決められることである。また、建物の高さは、周辺地区との取り合いにより決められ、周辺地区が低層地区であれば、周辺に超高層建物を立地させない取り決めや、皇居などの重要な景観地区との取り合いを意識して建物高さを決めるガイドライン作りが行われていることである。

さらに地域の歴史的脈を読み取り、低層部に旧の建物規制であった三mを基とした基壇部を設けることであり、地域の「通り」を単調な建物が並ぶことがないように、また歩道との取り合いを意識して建物の高さを三層構造としたり、ファサードが広い平面を持つ建物の面に変化をつけたりすることを要請することである。

④屋外広告物ガイドラインと質の高い都市景観

屋外広告物ガイドラインなどにより、広告物を規制するのではなく、積極的に景観を作り出す広告を掲出することにより、街の賑わいを作り出すことである。

例えば、屋外広告物ガイドラインと合わせて、地区に広告物の審査を自主的に行う組織を作り、地域に適切な広告物を掲出し、さらにエリアマネジメント広告事業にすることによってエリアマネジメント組織の財源とすることである。

これからのエリアマネジメントの考え方

これまで進められてきたエリアマネジメント活動は、多くの場合、エリアの課題解決やエリアの活性化を目指してきた。そのような活動は今後も必要であると考えられる。しかし、それらはエリア内を対象とした「内向きのエリアマネジメント活動」であり、これからは、新しい社会動向を見据えた「外向きのエリアマネジメント活動」への展開が必要である。それが長い視野での

エリアマネジメント活動であり、これからの社会的な課題を見据えたエリアマネジメント活動である。

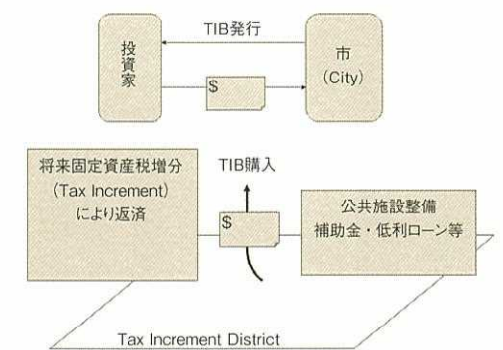
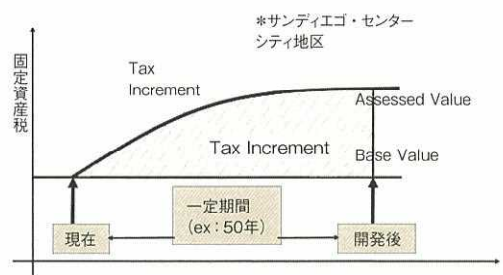
また、そのためには我が国のエリアマネジメント活動が民の活動を中心にしてきたが、これからは公もエリアマネジメントの中で重要な役割を果たすべきと考えるので、その点をまず示し、その後エリアマネジメント活動そのもののこれからについて説明する。

(1) 公共と民間の補完関係

エリアマネジメント活動から財源を獲得するツールとして、空間が一定程度整備されているエリアでのオープンカフェなどの事例が多い。ただそれは計画的に開発されたケースであり、それ以外の所では、なかなかそういった空間は出来ない。実際は難しいという話になりがちである。

しかし米では公共側が公共施設整備を以下に示すTIFのような仕組みを利用して財源を起債によって確保し、公共施設を整備する。その後TIFで整備した公共空間をBIDが活用してエリアマネジメント活動(例えばオーブンカフェ)を展開し財源とするなど両者は深い関係を持っている。例えば

シカゴでは、メインストリートの歩道空間を拡張して、拡張した歩道空間を活用して地域にあるエリアマネ団体がBID活動を展開している。どのようなBID活動を行うかは、行政が中心になってTIFで施設整備をする



前段階で、その地域のBID組織と協議をして整備をするという関係から決められてくる。

BIDの仕組みについてよく知られるようになってきているので、ここではTIFの仕組みを图示しておく。

(2) これからのエリアマネジメント活動

これからのエリアマネジメント活動を具体的に示せば「環境・エネルギー」及び「防災・減災」に関する取組をエリアマネジメント活動の重要な取組みとして実践する必要があるということである。すなわち、環境への配慮や大災害への対応といった、近年急速に意識されている社会的課題は、都市の作り方や都市の活動と密接に関係して

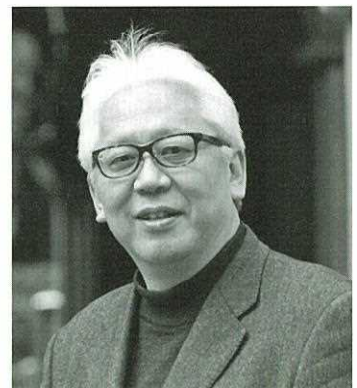
おり、エリアの地権者をはじめとする多くの主体が連携して取組むことによって効果が上がる課題である。したがってエリアマネジメント活動の今後の重要な取組み領域として実践していく必要がある。

「環境・エネルギー」と「防災・減災」を掛け合わせて考え、マイナズ(リスク)を減らしプラス(魅力)を生み出すことが必要である。「環境・エネルギー」と「防災・減災」は個別に考えるのではなく、平時の「環境・エネルギー」への対応と有事の「防災・減災」への対応を掛け合わせていくことが必要である。

リノベーションまちづくりの背景と可能性

松村 秀一

東京大学大学院工学系研究科建築学専攻教授



私たちは空間資源大国に住んでいる

日本には今、六〇六三万戸もの住宅がある。その数は総世帯数五二四六万を八〇〇万以上も上回る。高度経済成長期が終焉するとともに、すべての都道府県において数の上での一世帯一住宅が達成された一九七三年の三一〇六万戸と比べると、約二倍にもなっている(図1)。一九七三年以降、住宅分野では、数は足りたからということ、「量から質へ」と言われ続けてきたが、その後の四〇年間更にもものすごい量の住宅を建て続けてきたという訳だ。その結果、空き家の数は八〇〇万戸を超え、全体の十三・五%、つまり概ね七戸に二戸が空き家という状況になって

いる。住宅に限らない、他の建物種別においても日本のストック量は十二分と言えるものになっている。

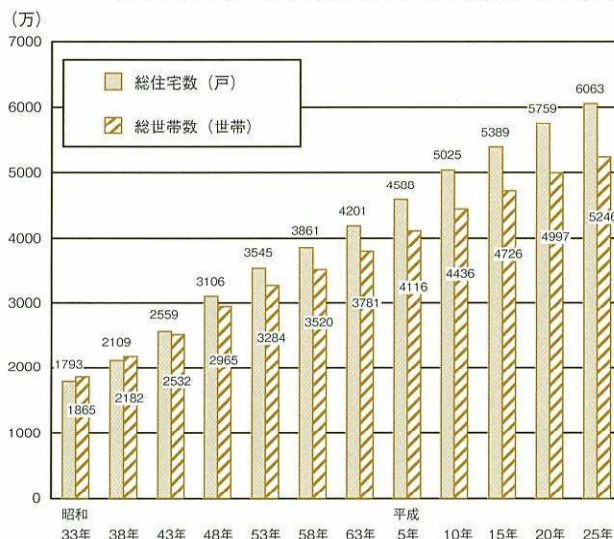
こうした状況の中で「空き家問題」ばかりが喧伝されているように思えるが、いかがなものか。確かに住む人も管理する人もおらず、まちなかに放置されたような空き家は、安全等の面でまちな問題になり得る。だが、すべての空き家や空きビルがそうなのではない。むしろ今大事なのは、これらの空き家や空きビルに象徴される余るほどのストックを有難い資源と捉える視点だと、私は考えている。

あり余るほどに存在する建物群、それはこの国の人々による不断の投資の成果に他ならない。多くの人や組織が巨額な借金をしてまで投資し、就業者

の割以上の人員を抱える建築関連産業が、何十年にも亘ってほぼフル稼働で働いてきたことの成果なのである。敬意を表すべき成果だと思う。そして、再び住宅を例にとれば、その数は今や人口一人当たり〇・四八戸(二〇一三年)にも達する。概ね二人に二戸ずつ住宅があり、この数はアメリカの〇・四二戸(二〇一〇年)をも遙かに上回っている。

現代日本は空間資源大国である。誠に有難いことだと思う。

図1. 日本の総住宅数および総世帯数の推移(総務省統計局「平成25年住宅・土地統計調査 調査結果」より引用)

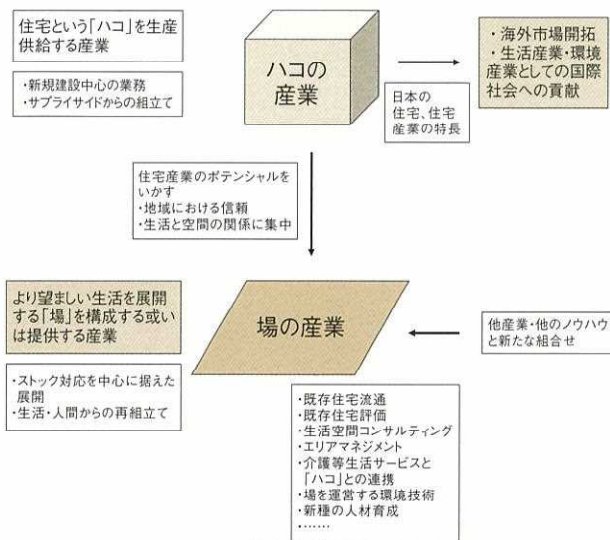


注) *印の数値は、沖縄県を含まない。以下、同じ。

産業は一大転期を迎えている

空間資源大国において新築は必要だろうか。もちろん劣化したり陳腐化し

図2. 「箱の産業」から「場の産業」へ



たりすることがあるから、既存建物を建替える形での新築はある程度必要だし、局所的には需要が供給を上回り新築需要が顕在化するところもありはする。しかし、大局的に見れば今までのペースで新築する必要はないと言っただろう。これまで新築向けに偏った組織の編成と技術の開発・適用に勤しんできた建築関連産業は、これまでに経験のない一大転機を迎えている。これから何をすれば良いのか。

空間資源大国と呼び得る状況ではあるが、その空間資源が人々の生活の場として十分に豊かに利用されているかと言え、決してそうではない。空き家や空きビルの多さはそのことを端的に物語っている。ここにこそこれからの産業が取り組むべき課題がある。即ち、有効に使われていない空間資源を、人々の豊かな生活の場に仕立て上げることこそが、知恵を絞って汗を流すに値する事柄であると思われる。私自身は

これを「箱の産業」から「場の産業」への転換と呼んできた。きちんとした箱（建物）をきちんとデリバリーすることを本分とする産業から、既にある箱を人々の豊かな生活の場に仕立て上げる産業への転換である（図2）。

「場の産業」は、典型的には空いている箱に新しい生活、新しい人々の活動を導入し豊かな場をつくることを旨とするのだから、

「コンテンツ産業」だと割り切つて捉えても差し支えない。しかし、空いている箱をどのような生活や活動に利用するかは、旧来の産業が適切に考えられることではない。生活者自身が発想しなければ豊かな生活の場など容易には出来上がらないだろう。新しい産業に問われるのは、生活者のいわば「利用の構想力」をいかに刺激し、引き出し、組織化し、継続的な投資に結び付けられるかである。

実際、利用の構想力の導入によって空き家や空きビルが豊かな生活の場に姿を変える例は次々と出現している。例えば、アーティストとして活動を続ける中村政人さんの、東京から世界に発信するアートの拠点という利用の構想が、廃校の校舎に導入されることで、年間に八〇万人の人が訪れる賑やかで豊かな活動の場に姿を変えたアーツ千代田三三三（旧千代田区立練成中学校、〈写真1〉）。或いは、高い空室率が問題になっていた賃貸マンションの契約内容から原状復帰義務を取払い、居住者が自由にセルフリノベ-



写真1. アーツ千代田3331 (写真提供: 3331 Arts Chiyoda)

ションできるといふものに変えることで、待ち行列ができるようになり、新しい住民の交流の場まで生まれ始めた豊島区の築四〇年超えの賃貸マンション。この二例は東京の例だが、他の地域でも、利用の構想力によって空きビルや空き家を豊かな生活の場に仕立て上げた例は多く見られるようになってきている。

私たちのまちは小さなオーナーの 小さな土地と建物でできている

ところで、空間資源を人々の豊かな生活の場に仕立て上げる上で、肝心のプレイヤーは誰だろうか。それは空間資源のオーナーである。彼らがその気にならないければ、空いている箱は何も変わらない。オーナーにはいくつもの建物や土地を所有する者もいるし、広い土地や大きな建物を所有する者もいる。しかし、日本のまちの大部分は、一棟或いはせいぜい数棟の、しかも個々には小さな土地と建物しか所有していない、いわば「小さなオーナー」の所有する小さな空間資源によって構成されている。

このように小さなオーナーの小さな空間資源が、たった一つだけでも新しく豊かな生活の場に仕立て上げられると、周辺の小さなオーナーも動き始めることがある。そうすると、大きな土地と建物が変わるのは異なり、一気にはなく、徐々に徐々にまちが変わり始め、いつの間にかまち全体が新しく豊かな生活の場に姿を変えることになる。今日ではまだ少数ではあるが、そんな面白い現象が色々なまちで見ら



写真2. 長野市門前町で定期的に行われている仲介イベント空き家巡り
(写真提供: 榎マイルーム)

れるようになった。

典型的な例を二つ程挙げておこう。東京日本橋の裏通りを中心とするまちでは、馬場正尊さんが空き倉庫のオーナーを説得して自ら借り上げたのを切掛けに、ネット上で空きビルや空きフロアの仲介を行う東京R不動産が設立され、まちのあちこちらの空間資源がリノベーションされ、引越してきた人々による新しい仕事場や飲食の場、住生活の場が生まれてきた。

長野市の善光寺周辺では、築一〇〇年近くになる元工場建屋が地元の異業種の集まるシェアオフィスに、また同

様の古さの町屋が事務所兼カフェのゆったりとした交流の場になったのを切掛けに、全国への発信と空き家の発掘・仲介事業が本格化し(写真2)、今ではそここで新しい生活の場を見ることができるようになってきた。

リノベーションスクールが 各地のまちづくり 繋がり始めている

まちを構成する小さなオーナーの小さな空間資源。それらのいわば「点」を個々に新しい生活の場に仕立て上げる活動が積み重ねられ、「面」としてのまち全体が新しい生活の場へとゆるやかにしかし確実に変わっていく。これらの事例に共通しているのは、そうした現象である。

この点から面へということを明確に意識して、空間資源のオーナーたちを組織化することで変わりつつあるまちがある。北九州市小倉地区である。小倉では北九州家守舎、H E A D 研究会等の民間団体と北九州市が協力・連携する形で、二〇一一年夏から概ね半年に一回の頻度で「リノベーションスクール」が開催されてきた。このスクールは、魚町を中心とする小倉地区に実

在する空きビルや空きフロアを対象とするリノベーション事業計画の演習と関連する座学から構成される四日間集中型のもので、受講生は全国から集まる。建築設計業、不動産業、自治体職員、学生等その属性は様々である。

このスクールの最大の特徴は、演習課題になる空きビルのオーナーたちを巻き込み、受講生たちの四日間のグループワークによる事業計画が納得できるものであった場合には、事業化することまで検討してもらうことになっている点である。まさにオーナーの柔らかな組織化であり、そこに点から面への戦略的な意図が含まれている。実際、最終日の講評会には、演習の題材を提供したオーナーたちも同席し、事業計画の内容とそれに対する講師陣の評価に熱心に耳を傾ける(写真3)。

このスクールで取り上げられたもののうち、三〇以上の事業が着手されたという。少し古いデータだが、二〇一三年九月の調査では、これらリノベーションされた空間で約二五〇人の新たな雇用が創出されていた。商店街の歩行者の数も増加している。点から面へと明らかにまちが変わりつつあるのだ。更に興味深いのが、このスクールの

経験者が全国各地で同様のスクールを企画し、北九州と同じようにスクールを通じてオーナーの柔らかな組織化と、点から面へのリノベーション型まちづくりに繋げようとし始めていることである。今では、ほぼ毎月日本どこかでリノベーションスクールが開催されている。

まちは物語を必要とする

リノベーションスクールの講習会は



写真3. 北九州リノベーションスクールの最終講習会の様子。題材となったビルのオーナーの方々も熱心に耳を傾けている。(写真提供：(株)北九州家守舎)

決してオーナーの方だけを招いているわけではない。地元の自治体やまちづくり系NPOの方々も、商店街の方々もやってくる。自分のまちが好きなのだ。その将来に自信は持てないけれども好きなのだ。そして、この講習会に来れば、何か自信が持てるようなまちの物語が聞けるかもしれない。その物語を自分と同じようにこのまちが好きの人と共有できるかもしれない。そう思っているのだと思う。オーナーの方々も同じだろう。

個々の発表は、あくまでも個別の建物のリノベーション等の事業計画についてなのだが、その建物がまちの文脈の中でどう位置付けられるのか、そこに新しいコンテンツを導入することはまちにどういう影響を与え得るのか等を熟慮した上で事業提案に結び付けることが強く求められる。そういう意図を持っていないただのリノベーションでは、点が面に繋がっていかないからだ。だから、それぞれの発表の冒頭部分では、その発案者のまちへの思いが語られる。オーナーの方々も住民の方々も、それが耳を傾けるに足る物語

になり得るかどうか、興味津々なのである。

そもそも空き家や空きビルが演習の題材にできる程度に存在しているということは、そこに住む或いはそこで働く人の数が減り、そのアクティビティが低調になっていることを意味している。まちの人々は未来への確信が持てないでいる。放っておくと共有できるのは山積する問題だけである。そんなまちが必要としているのは、多くの人が共感でき共有できる物語、明日に繋がる物語なのだと思う。箱の産業の時代のように、白紙の上に乗っさらの物語を描くのではない。今ある空間資源はほぼそのまま前提にして、その中の一つに、えくぼになりそうな素質を見つけ、それを伸ばすようなリノベーションと新しいコンテンツを考える。ただそれだけである。まちの多くの部分があるまま急には変わらないから、町の人たちも、その提案のどこがまちにとつてのポイントなのかを感じ取り易いし、共有もし易い。ストックを前提とした物語の良さは、そうしたまちの人々の実感との距離の近さにある。

まちにある空間資源を見つけ出し、利用の構想力と結び付け、オーナーが決断する。そして、空き家や空きビルの一つを豊かな生活の場に仕立て上げる活動が始まる。個々には小さな新しい生活の場づくりの活動が、緩やかに物語を共有しながら積み重ねられることでまちが確実に変わっていく。ストックが充足した今だからこそできる、人々の実感を伴った有効なまちづくりの方法だと思う。ここでは一人一人の住民、一つ一つの建物が、再びまちの物語の中に位置付けられることになる。

* 本稿は、拙著「建築ストックの再生とまちづくり」(都市計画六四巻二号、日本都市計画学会、二〇一五年四月)に加筆修正を施し、再録したものです。

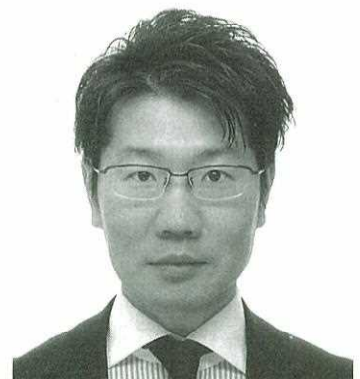
〈参考文献〉

1. 総務省統計局「平成二五年度住宅・土地統計調査」<http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2013/tyousak.htm>
2. 松村秀一著、「建築 新しい仕事のかたち」箱の産業から場の産業へ、彰国社、二〇一三年
3. 松村秀一編、「場の産業 実践論」、彰国社、二〇一四年
4. 松村秀一著、「ひらかれる建築―民主化―の作法」、筑摩書房、二〇一六年

これからの地域経営に求められる 官民連携と公的支援の視点

矢ヶ部 慎一

東洋大学PPP研究センターリサーチパートナー



都市や地域に「経営」が求められると言われるときは、これまでの慣例や単純な要素だけでは有効な判断ができないとの認識が広まっているときです。限られた資源の中で有効な対策を講じなければならない、二重投資を避けなければならない。これまでのやり方を止め新たなやり方に取り組みなければならぬ、二律背反する課題に方針を与え実施しなければならぬ。経営的な判断が必要な局面です。

現在のまちづくりでも、これまで関わりがないと思われてきた分野との関わりや新たな参入者との取り組みが必要となり、従来の延長線上にはない視点や手法が必要となっています。現在、エリアマネジメントや公共不動産の有効活用、リノベーションまちづくりな

ど、素晴らしい取り組みがなされているところですが、こうした中であらためて整理しておきたいのは「官民連携」や「公的支援」のあり方と視点です。

広がる官民連携のまちづくり

官民連携によるまちづくりが広がっています。地方自治体の財政難、人口減少局面における課題の多くは、従来の官民の関係にとらわれていては対応できないことが、だいぶ分かってきました。官民がそれぞれの特性を活かし、課題を解決するために最も有効と考えられる連携を実践する取り組みが増えています。今後も、地域課題を解決するためそれぞれ地域独自の官民連携を増やしていくでしょう。

まちづくりという言葉そのものに含

まれる要素も広がっています。災害に強い都市づくり、老朽化した都市インフラの更新・撤去だけでなく、教育・文化、医療・福祉をはじめとする分野へ広がりました。さらには都市部のみならず中山間地域も含めた国土計画を捉え直す視点まで高まりました。このため民間においても、これまでまちづくりという言葉とは縁がないと思われてきた分野からの参入が相次いでいます。

つまり、従来の官民連携の形にとらわれず、新たな分野や新たな産業、新たな技術まで視点を広げて、まちづくりを再構築することができている状況になったと言えます。

● **信念対立を越えリスクとリターンを設計する**

まちづくりという言葉は、その指す

地域も主体もあいまいな言葉ですが、ここでは「地域再生などの一定の政策目的を達成するために行われる、行政の施策や民間の活動」を指すものとします。

このまちづくりの再構築を進めるためには、まず官民間・分野間に生じやすい信念対立を解消する必要があります。そして行政目的を廉価に達成するための官民連携ではなく、民間側の目的も相互に達し得る官民連携とする必要があります。

まちづくりの再構築には、これまで関わりのなかった民間等の参入は避けられません。この時、官民が同じ課題に目を向け、その解決に向けて連携しようとしているにも関わらず、お互い

な公的資金の投入により、同時期の建築活動が停滞する中でも着実に再開発事業は進められました(図表2)。床需要が少なくなった地方部においては、一定要件を満たした事業には補助金額を拡充する等の事業促進策が図られてきたところです。

都市整備の観点から言えば、これは公的資金の投入が施策として有効であるという判断になります。一方では、本来であれば第三者への保留床処分という健全な市場性チェック機能を阻害し、需要以上の供給を生んでしまう恐れのある構造を強化しているとも言えます。これからの社会を考えれば、財政支出に頼った公的支援を継続することは持続的とは言えませんし、本来ほかの目的に使えた公的資金を奪い、必要な公共サービスの提供が阻害される恐れもあります。

事業環境が変化する中で、制度を直接的に運用し、民間投資では足りない事業資金を公的資金に頼って進めて行くのは、おのずと限界があります。今後は、限られた民間投資を有効に活用した上で政策目的を達するために、小さな民間投資でも数多く実現すること

で公共に資する方法を、柔軟な姿勢で展開することが必要ではないでしょうか。既存の制度を要素毎に解体し部分的に組み合わせたり(再開発事業を例にすれば、権利変換という法手続きと税制特例に特化するなど)、他の制度同士を組み合わせる運用したりすることで、法改正に向けた働きかけも必要となるでしょう。

●民間の動向を捉え機会ロスを抑える公的支援へ

立地適正化計画については、二〇一七年七月現在で三五七都市が策定に向けた具体的な取り組みを行い、うち一二都市がすでに計画を公表しています。立地適正化計画策定後の課題については、野澤・饗庭・中西・讃岐による研究(二〇一七)に詳しくまとめられているところですが、官民連携の視点に基づき整理すると、行政と民間のまちづくりに関する活動についていかに機会ロスを減らすことができるか、という点に集約されると考えられます。

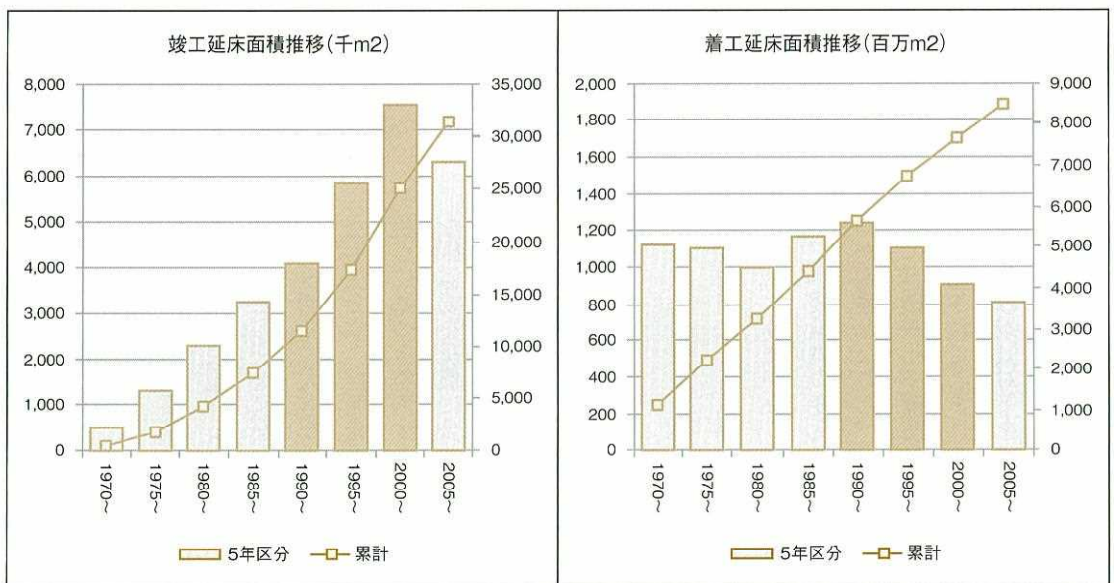
まず、自治体内の計画整合を図り、ロスを抑える必要があります。本計画に示す都市機能誘導施設については、公共施設の再編・統廃合などの動きとの

連携や、病院の移転計画や高齢者福祉施設の新設計画などとの連携が重要となります。この連携は実質的には異なる複数の担当部署間で進めることとなります。理想として連携すべきと言うは易いですが、各々の計画策定における背景も異なります。しかし、計画策定した自治体自体が自ら立地適正化計画をないがしろにすれば、民間への規制誘導の有効性が失われるし、行政の活動が無駄になっていくこととなります。

次に、民間投資活動のモニタリングやヒアリングにより、ロスを抑える必要があります。個人の住宅建設も含め、民間の投資活動は個々の経営判断により行われます。法規制は遵守されますが、

経済的合理性に反してまで行政の上位計画を付度することはありません。立地適正化計画の目指す方向と民間活動

図表2 再開発事業竣工延床面積推移と全国建築着工延床面積推移の比較



(出典) 再開発事業:『日本の都市再開発』掲載データより著者作成(2015年)
着工延床面積:国土交通省建築着工統計調査報告より著者作成(2015年)

の方向が異なる場合、明確に規制と誘導を打ち出す必要があります。そもそも民間にとつて自治体の計画は分かりにくく、また逆に計画が民間投資活動の動向そのものを読み違えている可能性も否定できません。

地方自治体において策定される各計画に相互連携のないことは、貴重な民間投資の機会ロスにつながってしまいます。公共施設等総合管理計画には、都市構造や交通などの都市計画的観点に不足がちであり、立地適正化計画には、民間・公共に関わらず既存の都市施設の有効活用や財源面の視点が不足しがちです。都市構造、都市インフラを活用し、公共投資、民間投資の二重投資、ムダな投資を防ぎ、適切な民間投資の誘導を図ることが有効である中で、それぞれ成り立ちも目的も異なる計画を相互に再構築しないことは、ビジネスチャンスと考える民間投資の機会を失うことに繋がります。

これからの官民連携における手法

これからの官民連携においては、官

民が重層的に活動を展開する対象エリアを定め、この対象エリアを中心に小さな民間投資を数多く実現できるように公的支援を講じること、また民間の動向を捉え、貴重なまちづくりへの投資機会を失うことがないようにすることが必要です。

最後に、こうした官民連携における公的支援に有効な手法として、公共不動産活用型PPP、規制誘導型PPPのふたつを挙げます（図表3）。

●公共不動産活用型PPP

公的不動産の活用は、平成二九年度のPPP/PFI推進アクションプラン改正において、地域の価値や住民満足度の向上、新たな投資やビジネス機会の創出に繋げるための官民連携の推進を図る施策として明記されました。公園や遊休文教施設のさらなる利活用が謳われるなど、期待も高い有力な手法です。行政にとっては補助金等の財政支出に頼らずともできる公的支援です。民間にとっては既存の公共施設を用いることで、運用開始までの期間や投資総額を抑えることができるため、不確定性の時代に適した手法とも言え

ます。行動原理の異なる行政が自らプロジェクトを行うより、利益を生み出していくのが得意な民間事業者任せしていくことが重要です。公共施設等総合管理計画や固定資産税台帳等の整備・公表など、民間事業者の参画を促すための環境整備をさらに進めることが必要です。

●規制誘導型PPP

規制誘導型PPPとは、民間の空間で行われる民間事業に対して、行政が地域再生などの政策目的を達成するために、規制や補助などの行政が持っている手段を活用して行うことを指します。先述のまちづくりと似ていますが、さらに言えば、一般的な民間活動に対する規制自体も一種のPPPであると考えられます。限定的な行政サービスの提供に関する公共サービス型PPPに比べ、規制誘導型PPPのフィールドは圧倒的に広く、可能性に満ちている手法です。民間からも制度に対する提言をすることが増えてきましたが、本来的にこうした制度の運用、制定・変更ができるのは行政です。官民連携により行政の仕事は少なくなるように

図表3 東洋大学PPP研究センターによるPPPの分類

	公共サービス型	公共資産活用型	規制・誘導型
対象となる事業	公共サービス	民間サービス	民間サービス
その事業が行われる空間	原則、公有地・公有建物	原則、公有地・公有建物	原則、民有地・民有建物
主な形態	PFI、指定管理者、市場化テスト、民営化など BOT、BTO、DBなどを含む	公有地活用・公有建物活用	企業誘致、まちづくり、商店街再生、観光振興、地場産業振興など 構造改革特区・地域再生・都市再生
関連法規	PFI法 地方自治法 公共サービス改革法	国有財産法 地方自治法	構造改革特区法 まちづくり三法 地域再生法 都市再生特別措置法

（出典：東洋大学PPP研究センター）

考えますが、行政の仕事はむしろこれからが本番であると言えます。

〈参考図書〉
『公民連携白書』
東洋大学PPP研究センター・編著

官民連携によるまちづくり支援の取り組み

「つくる」まちづくりから、「使う」なして、育てる「まちづくりへ」

計画」の活用を前提として、この計画は、まちづくり事業を行う上で、多くの市町村で策定されており、その多くは、社会資本整備総合交付金の交付対象事業が位置づけられた計画ですが、制度上、交付対象事業を位置づけず、官民連携制度を活用するための都市再生整備計画の策定も可能です。

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 官民連携推進室
 課長補佐 橋口 真依
 政策係長 峯岸 佑典

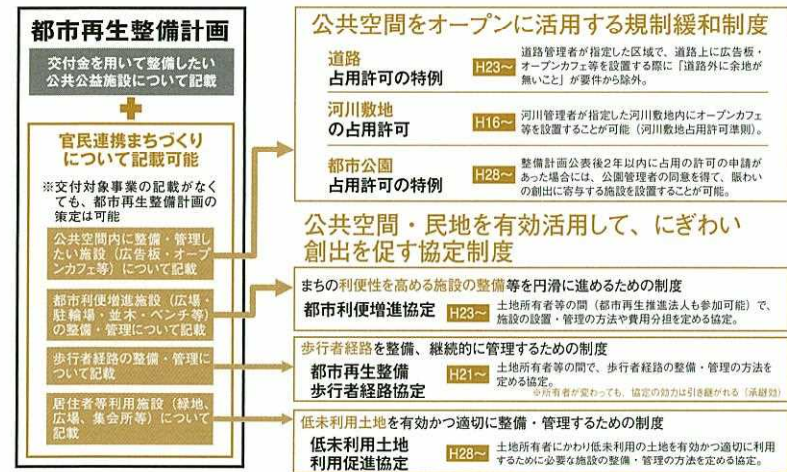
はじめに

全国で、エリアマネジメント、リビング・マンションまちづくり、道路・水辺・公園の公共空間を活用した都市のにぎわいづくりなど、官民連携のもと、従来のまちづくりの手法にとらわれない民間主体のまちづくりが広がっています。本稿では、都市再生特別措置法に基づく官民連携によるまちづくりに関する法制度を中心として、その沿革や財政支援、最近の取り組み等について紹介します。

都市の再生と官民連携によるまちづくり

本稿で紹介する官民連携制度の多くは、市町村が策定する「都市再生整備

計画」の活用を前提として、この計画は、まちづくり事業を行う上で、多くの市町村で策定されており、その多くは、社会資本整備総合交付金の交付対象事業が位置づけられた計画ですが、制度上、交付対象事業を位置づけず、官民連携制度を活用するための都市再生整備計画の策定も可能です。

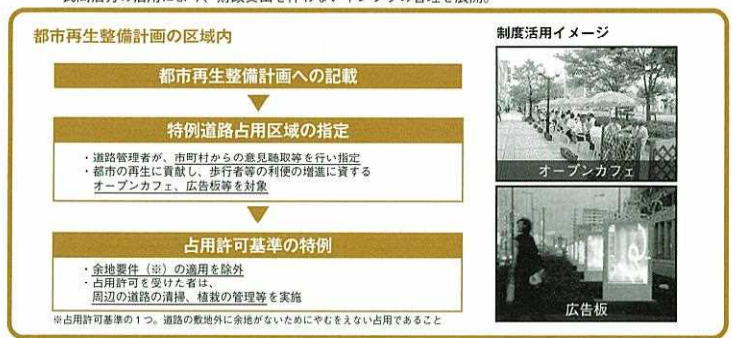


〈図表1〉都市再生整備を計画を活用した官民連携によるまちづくり

H23- 道路占用許可の特例 都市再生特別措置法第62条

都市における道路空間利用のニーズの高まりや厳しい財政事情の中での民間資金の活用拡大の要請を踏まえ、道路空間のオープン化を推進するため、都市再生整備計画の区域内において道路管理者が指定した区域に設けられるオープンカフェ、広告板等の占用許可基準を緩和する特例制度。

- ▶官民連携による良好な道路空間の創出
 - ・都市の道路空間の有効利用により、まちのにぎわい・交流の場を創出(新たなビジネスチャンスの創出)。
 - ・民間活力の活用により、財政支出を伴わないインフラの管理を展開。



〈図表2〉道路占用許可の特例制度

のみならず企業やNPOといった民間の主体がまちづくり積極的に参画できるような仕組みが必要とされていきました。

そこで、平成二三年の都市再生特別措置法改正において、地域のポテンシャルを活性化させることを目的に、民間主体のまちづくり活動を促進し、支援するための制度のツールとして、都市再生整備計画を活用した官民連携制度が新たに定められました(図表1)。

具体的には、まちのにぎわい創出や道路利用者等の利便の増進に資する施設(オープンカフェや広告板等)を一定の条件の下で特例的に設置することができるようにした「道路占用許可の特例」制度(図表2)や、地域のまちづくりのルールを地域住民が自主的に定めるための「都市利便増進協定」制度(図表3)等が創設され、全国で活用が進んでいます。

さらに、平成二八年の同法改正では、新たに「都市公園占用許可の特例」制度及び「低未利用土地利用促進協定」制度(図表4)が新設されるなど、これまで国や地方公共団体が自ら管理・活用してきた道路や河川、公園といっ

た公共空間や、「都市のスポンジ化」とも言うべき低未利用の民地のオープン化も狙い、民間による収益活動を積極的に認めるための仕組みを創設し、支援策を充実しています。

こうした民間主体の活動を、市町村が策定する都市再生整備計画の中に位置づけることによって、公共空間の有効活用等を通じてまちのにぎわい創出を促し、都市の魅力の向上を図る取り組みを、官民連携まちづくりのプラットフォームとして、支援・推進しています。

都市再生推進法人

また、そうした官民連携によるまちづくりを担う民間団体を支援するための制度として、「都市再生推進法人」制度があります(図表5)。行政

「特集」広がる官民連携のまちづくり

H19- 都市再生推進法人 都市再生特別措置法第118条-第123条

都市再生推進法人とは、都市再生特別措置法に基づき、都市再生整備計画の区域内におけるまちづくりを担う法人として、市町村が指定するもの。



〈図表5〉都市再生推進法人制度

H23- 都市利便増進協定 都市再生特別措置法第74条-第80条

都市再生整備計画の区域において、まちのにぎわいや憩いの場を創出する広場等について、居住環境の向上にも資するよう、地域住民が自主的な管理のための協定を締結し、オープンカフェやフリーマーケット等のイベントを開催。



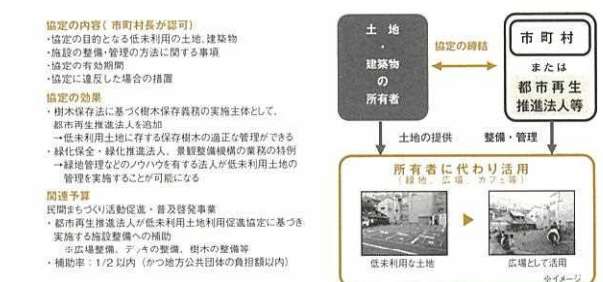
〈図表3〉都市利便増進協定制制度

項目	種別	制度等の根拠	概要
都市再生整備計画の作成等の提案	計画提案	都市再生特別措置法第46条の2	都市再生整備計画の作成や変更を市町村に提案することができる。(都市再生推進法人のみが提案可能) 都市再生推進法人が実施しようとする事業は、都市再生推進計画の発注により公的計画である都市再生整備計画に位置づけられることが可能となり、円滑な事業の推進につながる。
都市計画の決定等の提案	計画提案	都市再生特別措置法第57条の2	自らの業務として公共施設の整備等を適切に行うために必要な都市計画の変更を市町村に提案することができる。
都市利便増進協定の協定参画	協定参画	都市再生特別措置法第74条	土地所有者等とともに、まちの魅力を高めるためさまざまな施設等(都市利便増進施設)の一体的な整備又は管理に関する協定(都市利便増進協定)を締結することができる。(土地所有者等以外では、都市再生推進法人のみが参画可能) 施設の整備や、イベント開催を含む施設の管理を円滑に実施しやすくなる。
低未利用土地利用促進協定の協定参画	協定参画	都市再生特別措置法第80条の2	市町村又は都市再生推進法人等は、低未利用土地の所有者等と協定を締結して、都市再生整備計画に記載された居住者等利用施設の整備及び管理を行うことができる。
跡地等管理協定の協定参画	協定参画	都市再生特別措置法第111条	市町村又は都市再生推進法人等は、立地適正化計画に記載された跡地等管理区域内で跡地の所有者等と管理協定を締結して、当該跡地等の管理を行うことができる。
市町村都市再生協議会の組織	協議会組織	都市再生特別措置法第117条	都市再生整備計画・立地適正化計画の作成や実施に必要な協議を行うための法定協議会を組織することができる。
誘導施設に係る都市再開発法の特例	促進取組	都市再生特別措置法第104条の2	立地適正化計画に位置づけられた誘導施設を整備する都市再生推進法人であれば、公募によることなく保留権を取得することができる。
市町村や国等による支援	助言等	都市再生特別措置法第122条、第123条	都市再生推進法人は、市町村、国、民間都市開発推進機構から、情報の提供や助言等を受けられることができる。
都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例	税制	租税特別措置法第31条の3、第34条の2、第62条の3、第65条の4、第68条の68、第68条の75、地方税法附則第34条の2	立地適正化計画又は都市再生整備計画に基づき都市再生推進法人が実施する都市開発事業、誘導施設等の整備に関する事業などのために土地等を譲渡した場合の、土地所有権に対する税制特例(軽減税率、1500万円特別控除)は、土地の所有者に対して譲渡に際してインセンティブを付与し、都市再生推進法人が都市開発事業の用に供する土地等を取得しやすくすることで、円滑な事業の推進につながる。
都市環境維持・改善事業資金(エアリアマネジメント融資)の活用	融資	都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第6項	地域住民、地権者の手による良好な都市環境及び都市環境の保全・創出を推進するため、エアリアマネジメント事業を行う都市再生推進法人又はまちづくり法人に貸付を行う。地方公共団体に対する貸付専用制度。都市再生推進法人のうち、一般社団法人・一般財団法人が貸付の対象となる。

〈図表6〉都市再生推進法人のメリット

H28- 低未利用土地利用促進協定 都市再生特別措置法第80条の2-第80条の8

人口減少等を背景として、まちなかで増加している低未利用の土地、建築物の利用促進を図るため、当該土地、建築物等の有効かつ適切な利用に資する施設の整備及び管理に関する協定制度。



〈図表4〉低未利用土地利用促進協定制制度

の補完的役割を担い得る法人を市町村が指定することによって、地域のまちづくりの担い手としての公的な位置づけを与えられる制度です。指定を受けた法人は、いわば行政の右腕としてまちづくりに主体的に関与することとなるため、関係者間の調整等をより円滑に進めることが期待できます。その他にも、都市再生推進法人に指定されることで得られるメリットは多くあり（図表6）、平成二九年十二月末には、和歌山市が市内の八法人に対して指定を行うなど、現在その数は三六法人に上っています（図表7）。

官民連携制度の活用事例

こうした官民連携によるまちづくりの取り組みは、民間主導の活動であるエリアマネジメントやリノベーションまちづくりとも密接なつながりを持っています。

例えば、札幌市の大通地区では、全国初の都市再生推進法人である札幌大通まちづくり株式会社（平成二五年に道路管理者である国と都市利便増進協定を締結しました。同社は道路占用許可の特例を活用して国道に食事施設やエリアマネジメント広告を設置し、

それらの管理・運営を行っており、官民連携制度を積極的に活用したエリアマネジメントを実施しています。

また、大阪市のうめきた先行開発地区では、エリアの地権者からなる一般社団法人グランフロント大阪TMOが都市再生推進法人の指定を受け、道路占用許可の特例及び都市利便増進協定の制度を活用しています。さらに、大阪市では、平成二六年に創設されたエリアマネジメント活動促進制度（大阪版BID《Business Improvement District》とも呼ばれる、都市再生特別措置法のほか都市計画法の地区計画制度や地方自治法の分担金制度を組み合わせて、それらを大阪市エリアマネジメント活動促進条例によりパッケージ化した大阪市独自の制度）の枠組みの中に、都市再生推進法人等の官民連携制度が組み込まれています。本制度は、多くの民間まちづくり団体が直面している財源の問題を解決するための新しい取り組みといえます。

さらには、昨年末に和歌山市が指定した都市再生推進法人の多くは、市で取り組んできたリノベーションまちづくりの動きから立ち上がった民間団体（家守会社）であり、今後は都市再生

（家守会社）であり、今後は都市再生

支援制度	制度の概要
民間まちづくり活動促進事業（普及啓発事業）	先進団体が持つまちづくり活動のノウハウを他団体に水平展開し、都市の課題解決に向けた継続性のある活動を実践する人材育成に対する支援制度
民間まちづくり活動促進事業（社会実験・実証事業等）	民間の担い手が主体となつて行う、協定に基づく施設整備・活用や、まちの賑わい・交流等に資する先進的な社会実験等に対する支援制度
都市環境維持・改善事業資金（エリアマネジメント融資）	エリアマネジメントを目的とする事業を行う都市再生推進法人又はまちづくり法人に対し、地方公共団体を通じて無利子貸付を行う融資制度
まちづくりファンド	地域の資金等を活用し、当該地域内の一定の区域の価値向上に資する民間事業者によるリノベーションその他のまちづくり事業を支援するため、民間まちづくり事業者の出資、融資又は助成を行うまちづくりファンドに対して民都機構が出資又は資金拠出による支援を行う制度
都市安全確保促進事業	都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺地域等の滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図るため、官民連携による一体的、計画的なソフト・ハード両面の対策を支援する制度
国際競争力強化・シティセールス支援事業	特定都市再生緊急整備地域に外国企業等呼び込むため、国際的ビジネス環境等改善に資する都市機能の向上、シティセールスに係るソフト・ハード両面の対策及び国際競争力強化施設整備を支援する制度
土地等を譲渡した場合の税制特別	都市再生整備計画や立地適正化計画に基づき、地方公共団体や一定の都市再生推進法人が実施する事業などのために土地等を譲渡した場合の譲渡人に対する税制特別（軽減税率、1500万円特別控除）

〈図表8〉民間まちづくり活動への財政支援施策の例

民間まちづくり活動促進・普及啓発事業 平成30年度予算案
国費1.05億円(前年度比1.14)

先進団体が実施する、これから民間まちづくり活動に取り組もうとする者に対する普及啓発事業や、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となった都市再生特別措置法の都市利便増進協定に基づく施設整備等を含む実証実験等に助成する。これにより、民間まちづくり活動を広めるとともに、地域活力の向上を図る。

普及啓発事業

■先進団体が持つ継続的なまちづくり活動のノウハウなどを他団体に水平展開する普及啓発事業

① 都市の課題解決テーマとし、多様なまちづくり関係者を巻き込んだワークショップを開催するなど、まちづくりの現場における現実の課題解決に向けた継続性のある活動を実施する人材の育成を図る仕組みの構築・運営

②) 上記に基づき、優れたまちづくり活動の普及啓発

【直接補助】 都市再生推進法人、民間協議会、市町村都市再生協議会、地方公共団体、大学又は民間事業者等（これらを構成員とするJVも含む）

■まちの賑わい・交流の場の創出や都市施設の活用等に資する社会実験等

・空き家・空き店舗等の活用促進
・地域の快適性・利便性の維持向上
・地域の中心・広域等

■地方再生コンパクトシティ（仮称）のモデル都市において都市再生整備計画等に位置づけられた官民連携事業

（官民連携組織の立ち上げ
・市場調査、データ分析、基礎的調査
・公共空間等に係る環境整備、改善等）

社会実験・実証実験の実施
（オープンカフェ、コミュニティイベント等）

【直接補助】 民間事業者等（法人、個人）
補助率：1/2以内
補助額：1/2以内
（※、地方公共団体再助成あり）

【直接補助】 都市再生推進法人
補助率：1/2以内
補助額：1/2以内
（※、地方公共団体再助成あり）

【直接補助】 民間事業者等（法人、個人）
補助率：1/2以内
補助額：1/2以内
（※、地方公共団体再助成あり）

【直接補助】 民間事業者等（法人、個人）
補助率：1/2以内
補助額：1/2以内
（※、地方公共団体再助成あり）

〈図表9〉民間まちづくり活動促進・普及啓発事業

都市再生推進法人として指定を受けている法人（全36団体・指定日順）
※H29.12月末時点

指定日	所在地	法人名
H23.12.9	札幌市	札幌大通まちづくり株式会社
H24.3.2	富山市	株式会社 まちづくりやま
H24.3.30	飯田市	株式会社 飯田まちづくりカンパニー 特定非営利活動法人 南信州おひさま進歩 特定非営利活動法人 いいだんぽネットイデア
H24.5.28	川崎市	株式会社 まちづくり川崎
H25.4.18	福井市	まちづくり福井株式会社
H25.9.3	千代田区	一般社団法人 大手町・丸の内・有楽町地区 まちづくり協議会
H25.9.25	牛久市	牛久都市開発株式会社
H25.12.27	草津市	草津まちづくり株式会社
H26.1.14		一般社団法人 柏の葉アーバンデザインセンター
H26.2.14	柏市	一般社団法人 柏市まちづくり公社
H26.3.31		一般社団法人 柏市みどりの会
H26.7.29	大阪市	一般社団法人 グランフロント大阪TMO
H27.3.9	東海市	株式会社 まちづくり東海
H27.3.20	長浜市	えさまち長浜 株式会社
H27.3.26	新宿区	一般社団法人 新宿都心エリア環境改善委員会
H27.6.2	千代田区	一般社団法人 有楽町駅周辺まちづくり協議会
H27.6.24		一般社団法人 日比谷エリアマネジメント
H27.7.15	むつ市	田名部まちづくり株式会社
H28.1.14	仙台市	一般社団法人 釜井タウンマネジメント
H28.6.30	目黒区	株式会社 シェイ・スピリット
H28.7.12	さいたま市	一般社団法人 美園タウンマネジメント
H28.9.1	桜井市	桜井まちづくり株式会社
H29.7.7	岐阜市	柳ヶ瀬を楽しむまちにする株式会社
H29.10.4	さいたま市	一般社団法人 アーバンデザインセンター大宮
H29.10.10	東京都港区	一般社団法人 新成通エリアマネジメント 特定非営利活動法人 杉山パンマツリ 特定非営利活動法人 愛福会 株式会社 紀州まちづくり舎 株式会社 sasquatch（サスカッチ） 一般社団法人 みんとしよ 株式会社 真田郷家守舎 株式会社 ワカヤマヤモリ舎 株式会社 宿坊クリエイティブ
H29.12.26	和歌山市	

色枠内は平成29年に新たに指定を受けた団体
※組織形態の内訳 まちづくり会社：19 団体 / 一般社団法人・財団法人：13 団体 / NPO 法人：4 団体

〈図表7〉都市再生推進法人の一覧

小 特 集 「明治150年」 に学ぶ国づくりの近代化

平成30年が、明治元年から満150年にあたることから、明治以降の歩みを次世代に遺す施策や活動が活発化しています。

当財団では、当誌において、近代的な国づくりの基礎を築いた明治時代の先駆者たちとその業績などを検証・紹介することによって、これからの社会づくりに貢献する土木建設業への一般理解を促す契機にしたいと意図しています。



嘉永7年（1854年）横浜への黒船来航 ペリーに随行した画家ヴィルヘルム・ハイネによるリトグラフ

Wikipediaより

近代土木の礎を築いた先駆者たちからの薫陶（辺境から灯った日本の近代化）

二〇〇年以上続いた徳川時代は終わり、黒船の脅威を宿したまま、明治元年（一八六八年）、国を開いた明治新政府がまず考え、特に力を入れておこなったことは何だったのだろうか。

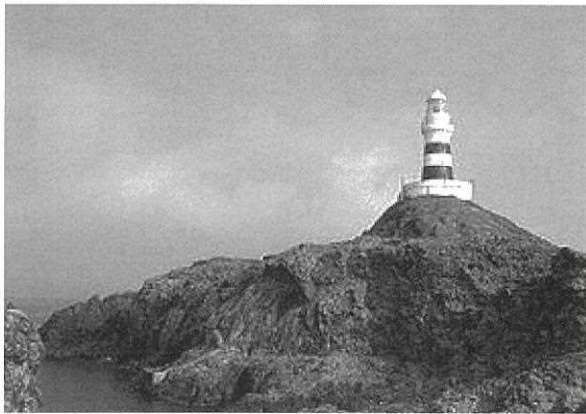
江戸から明治という新しい時代に大転換するきっかけとなったのは、四隻の黒船に代表される先端技術と圧倒的な外圧にあった。横浜村に上陸した兵士たちの近代的装備に度肝を抜かれた江戸幕府は、安政元年、日米和親条約で国を開いた。黒い蒸気を吐く西欧文明に追いつき、追いこそうと焦っていた。そして、列強に対抗できる近代国家づくりが急がれた。

明治新政府が打ち立てたのは、欧米に対抗できる近代的な国づくりだったが、日本にはまだ、近代科学技術を有する日本人土木技術者がいなかった。

新政府の指導者たちは、近代化の先導役として外国の専門家に頼ることにした。一日も早く欧米に追いつき、近代的な国家をつくるために、さまざまな分野の専門家が外国から招かれた。

「殖産興業」などを目的として、欧米の先進技術や学問、制度を輸入するために雇用された外国人は、「御雇（おやとい）」という尊称で呼ばれた。

明治の初めから来日した官雇い外国人のうち、その四割ほどを土木技術者が占めた。国づくりの骨格となる鉄道や道路など社会基盤を整えることに重点が置かれたためである。もちろん、他の分野でも政治や法律、貨幣制度や銀行制度、教育や医療など多くの「御雇い外国人」が日本の近代化に貢献した。国籍別の人数は、英、仏、米、独が多くを占める。イギリス人は工部省（技術）、フランス人は工部省（技術）、陸軍省（軍事）、アメリカ人は文部省（教育）、ドイツ人は文部省（教育）関係が多く活動した。彼ら一流の技術や知識の専門家を極東の辺境に招聘するため、今日の総理大臣並みかそれ以上という破格の高給と待遇が用意された。それは、大きな期待の現れでもあったのだが、一方、明治政府は、工部大学校など国内教育機関や海外留学した若い技術者たちが独り立ちするまで、先進国の技術や知識をできるだけ短期間に、きわめて最大限に吸収したいという狙いがあった。



神子元島灯台 (静岡県下田市神子元島)

Wikipediaより

西洋文明を灯した男・プラントンは、日本政府初の御雇い外国人だった

自由貿易を望む欧米列強にとつて、当時の日本は無理にでもこじ開けたい禁断の果実でもあった。

しかし、黄金の国ジパングの海岸線は複雑に入り組み、夜の海は漆黒の闇だ。当時、海の道標（みちしるべ）は「灯明台」と呼ばれる篝火（かがりび）や神社の常夜灯くらいのもので、外国船は日本の海を「ダークシー」と怖れ近づけなかった。

そして遂に、一八六六（慶応二年、英・仏・米・蘭の四ヶ国は徳川幕府に灯台を設置する約束を突きつけた。江

戸条約の第十一条だ。

ところが、灯台のなんたるかを誰も知らない。見たこともない。当然、灯台をつくる技術も設備もない。

そして徳川幕府が倒れた一八六八年、すなわち明治元年、灯台建設という宿題は明治政府が継承した。とりあえず新政府は、横須賀で製鉄所建設をしていたフランスワ・レオンス・ヴェルニールからフランス人技術者に頼んで、東京湾に四基の灯台を造った。

その一方で、英公使・パークスに至急、灯台技術者の斡旋を依頼。イギリスで選任され、二ヶ月近い船旅を経て横浜港に現れたのは、新婚早々の妻と長女を伴ったリチャード・H・プラントン。二七歳の青年は、硝煙くすぶる政権交代のさなか、どんな気持ちで日本の土を踏んだのか。しかし、彼こそ、その後、続々と来日する政府雇いの外国人第一号であり、彼の行く土木・建築の仕事のほとんどが、日本初のという修辞がつくこととなった。

絶海の孤島・神子元島に現存する最古の洋式石造灯台

映画「喜びも悲しみも幾年月」（昭和三三年）で佐多啓二と高峰秀子が演じた夫婦が最初に赴任したのが三浦半

島の東端・観音埼灯台だった。これこそ、ヴェルニールがつくった日本で最初の西洋式灯台である。竣工は明治二年。江戸湾の闇を十四海里（約二六キロ）の光が照射した。現在は、震災で建て替えられて三代目。着工した十一月一日は灯台記念日となっている。

イギリスで鉄道技師だったプラントンは、日本政府の採用通知を受け取ると灯台建築家に知識と実地をみっちり仕込まれ、来日したのは慶応四年八月。ひと月後には江戸から明治と改元。時代の大きな転換期に遭遇したプラントンの不安はしかし、忙殺された。

手ぐすね引いて待ち受けた役人たちに、灯明台役所の建設や横浜居留地の測量など多くを頼まれたようで、灯台建設の視察に出発したのは十一月末のこと。イギリスの軍艦に乗って灯台をたてる場所を選び、ともに来日した技術者たちと精力的に建設を進めた。

最初の完成は、神子元島灯台。下田から沖合十キロ、ペリーが「岩の島」と呼んだ絶海の孤島だった。暗礁が多く潮流も早い。資材や人の運搬も難儀した。着工後わずか一年で点灯したのは明治三年。現存する最古の石造灯台である。

こうして、日本の近代化は、灯台から始まった。そして、その灯台が設置される場所は、岬や島の上など、どこも辺鄙で危険な場所である。よつて、西洋文明は辺境から灯っていったと言えるだろう。

さらに、プラントンは、日本人技術者が独り立ちしていくための教育にも道筋をほどこした。

明治四年、プラントンは、横浜の灯明台役所構内に灯台技術者養成のための「修技校」を設けた。これが工部省工学寮、工部大学校、帝国大学工科大学へと発展していく起点となった。そして、プラントンは、その後のすぐれた「御雇い外国人」がそうであったように、土木技術者は総合的な知識と経験、広い視野と判断力を持つゼネラルエンジニアであるべきことの必要性を体現して見せた。日本の近代土木を先導して、まさに道標となる大きな役割を果たしてくれた恩人たちである。

（編集部）

〈参考文献〉

「PIプラントン 日本灯台と横浜のまちづくりの父」 横浜開港記念館／土木の絵本『おやとい外国人とよばれた人たちは』は、(二財) 全国建設研修センターホームページで公開しています。
<http://www.jctc.jp/about/dobokuvideo>

紙・パルプ産業のテクノスケープ

～古代から現代にまで息づく紙づくりの景観～



岡田 昌彰

近畿大学 理工学部 社会環境工学科 教授

日本の紙・パルプ産業

世界的な工業国日本の国土には随所に工業都市が点在し、各地にて特徴的なテクノスケープが形成されている。近年は工場見学や工場夜景の探勝を目的としたツアーが自治体や商工会議所の主催で実施されるなど、テクノスケープは新たな観光資源としても注目されている。迫力のある近未来的景観であるのみならず、地域の自然条件や人文地理的条件が育んだ生業の形づくり「文化的景観」としての価値づけについても、今後さらなる議論が展開されていくであろう。

工業にさまざまなジャンルがあることは言を俟たない。業種によってテクノスケープの様態はもちろん、その立地条件や工業都市の性格までもが異なっている。筆者は近年、石灰・セメントの工業都市（砥都）など各工業それぞれに特有の産業風景や都市の成り立ちに関心をもち研究を進めているが、本稿では近現代の紙・パルプ産業に注目したい。「文化のパロメーター」とも呼ばれてきた紙の生産・消費の歴史には、まさに日本が歩んできた経済・文化史が直接反映されていると言って

も過言ではない。紀元前二世紀に中国で産声を上げた紙漉きの技法は一説では七世紀初めの推古時代に日本へと伝わり、二〇一四年にユネスコの無形文化遺産に登録された手漉き和紙の生産へと至る。その後中世から近

世、そして明治の産業革命や高度経済成長時代に至るまで製法は進化し続け、それとともに楮・三椏など低木繊維、ぼろや藁、そして木材や古紙へとその原料も変遷するが、「植物繊維を水の中に分散させ、水を濾し、薄く平らに絡み合わせる」という製紙の基本原理は不変である。つまり、この産業は古代から現代に至るまで連続と続いているのである。

パルプ工場

明治以降、手漉き和紙は原料確保の困難さや新たに導入された活版印刷に不適である点がネックとなり、次第に衰退する。それに代わって急速に普及していくのが、機械を導入した近代洋

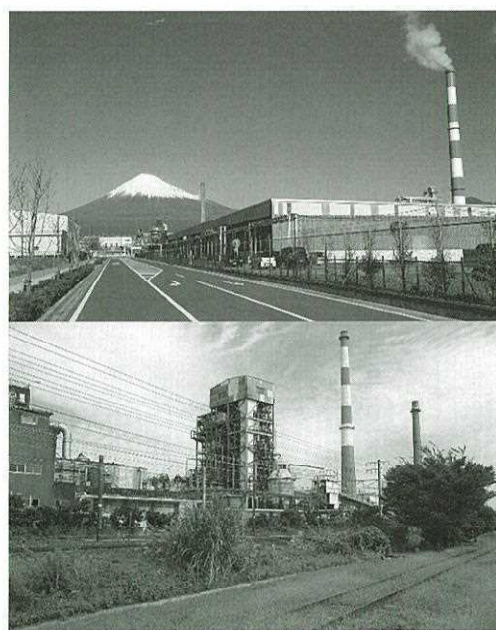


写真1. 富士市における紙・パルプ産業のテクノスケープ
上) 新幹線通り(日本製紙社)、下) 横割地区(大興製紙社)

紙生産である。一八七二年には旧広島藩主・浅野長勲(一八四二―一九三七)による「有恒社」、翌一八七三年には渋沢栄一による「抄紙会社」(後の王子製紙)がそれぞれ東京に設立され、さらに一八八九年には後者を前身とする「製紙会社」、翌年には「富士製紙」がそれぞれ静岡県でパルプ製造を開始する。ここに日本は近代製紙時代の幕開けを迎えるのだ。

一九〇〇年代末には国産の針葉樹を主原料とするパルプを使用した紙の製造技術が確立するが、ここでは大量の水とともに原料となる木材の調達が必要となる。その結果、パルプ工場は静岡県や北海道、樺太など、森林資源の豊かな地に建設が進められていく。さ

らに戦後は広葉樹も原料にできるKP（クラフトパルプ）法が開発され立地の幅が広がったのに加え、円高が進んだ一九八〇年代には外材や廃材チップが新たな原料として使用され、燃料とともに専用船によって大量輸送された。この変化によってそれまで資源立地型であった紙・パルプ産業は次第に臨海型へとシフトすることとなる。さらに一九五八年には古紙を主原料とする本州製紙社富士工場が操業を開始し、現在は全製紙原料の六割強を古紙

が占めるに至っている。工場は原料となる古紙の物流に有利な消費地の近くに立地していく。

さらにパルプ工業のもう一つの特徴に、自家発電がある。前述のKPの製造工程では副次的に「黒液」と呼ばれるバイオマスの蒸解廃液が生成されるが、これを濃縮・燃焼させ蒸気タービンにて発電することが可能なのだ。実際、紙・パルプ産業における消費電力の五割弱を既に賄っていることから、黒液による自家発電の重要性が理解できるだろう。

各地に点在する

紙・パルプの工業都市

このような歴史を踏まえ、現在日本の国土に点在する「紙・パルプの工業都市」を、そのテクノスケープとともに概観してみたい。

(1) 静岡県富士市

富士市においては富士山麓にスギ、ヒノキが豊かに生育するとともに、江戸時代より和紙の生産が盛んであった。近代以降は一八八九年の東海道線開通とともに潤井川による水利の便も整い、富士製紙工場（一八九〇年）を皮切りに数多くの製紙工場が立地して

いく。一九四九年には岳南鉄道が開通し、二〇一二年まで原材料や製品の貨物輸送を担っていた。

意外にも、近年までテクノスケープに対する地元の評価はきわめて冷ややかだったようだ。一九九〇年代には、製紙工場の煙突が都市景観を大きく損なうとして、市長の意向でその表面に描画するなどの措置が取られたほか、不要な煙突を県と市の補助金で撤去する「煙突ゼロ作戦」（二〇〇二―七）など、煙突景観の消去・緩和を意図した事業が続く。

一方で二〇〇二年には富士市による「富士山百景」の一つに「工場からの煤煙にかすむ富士山」が選定されるなど、積極的な祝座も次第に現れ始める。さらに二〇一一年には静岡県と日本観光協会によって「産業観光ワークショప్పinしずおか」が開催され、工場見学とともに岳南鉄道による工場夜景観賞会が行われた。その後、同沿線の工場夜景写真展の開催（二〇一三年）、工場夜景観光PRを担う「富士山・シティブロモーション推進室」の新設（二〇一四年）、商工会議所による工場夜景ツアーの実施、市による工場夜景プロモーショントラックの運行など多彩

な観光事業が次々と展開している。富士市商工会議所が発行した「富士工場夜景MAP」には、市街地に近い新幹線通り（日本製紙社）や横割地区（大興製紙社）など、立地する紙・パルプ産業の景観が多数紹介されている（写真1）。岳南鉄道は現在も工場夜景観賞に最適な視点場としてツアーにおいても活用されている（写真2）。

(2) 鳥取県日吉津村

鳥取県西部の中心都市米子市に三方を囲まれる日吉津村は、県内最小の面積なるも自主財源が豊かな「独立村」である。村税収の約八割を納めその経済基盤を支えているのは、村の南西端、大山を水源とする日野川沿いに立地する王子製紙社米子工場だ。河川伏流水と豊富な木材資源を背景に、田畑の埋立や学校の移転などを伴いながらも積極的なパルプ工業誘致が行われ、一九五一年に日本パルプ工業社（現王子製紙社）米子工場が竣工する。翌年操業を開始し、現在は約二〇km北西の境港から木材チップをトラック輸送し原料として使用している。

現時点で組織的な産業観光事業は実施されていないが、平坦な地形に突出する大型ボイラーの姿は地域の代表的



写真2. 岳南電車を活用した工場夜景ツアー（興亜工業社付近）

なランドマークとなっており、日吉津村誌下巻（一九八六）においても「偉観」と表現されている。さらに特筆すべきは、工場西の米子市車尾から日野川越しに眺める大山の景観である（写真3上）。「米子工場歌」にも表現されているテクノスケープと大山の雄姿が織りなすこの絶妙な取合せは富士市のそれを彷彿とさせる。名峰の森林資源とそこから流れ下る河川水源を元とした紙・パルプ工業都市である点でも両都市は共通している。テクノスケープ観光における富士市の成功例は日吉津村においても今後参照されるべきであろう。

（3）愛媛県四国中央市

川之江・伊予三島を含む四国中央市



写真3. 米子製紙工場のテクノスケープ(王子製紙米子工場
上) 米子市車尾 下) 日吉津村富吉

プラント群を俯瞰することができる（写真4右下）。特にその夜景は地元でも人氣を博しており、現地においてもその姿がパネル展示されている。一九八七年には市立紙のまち資料館が開館し地場産業とし

における製紙業は近世の手漉き和紙に端を発し、四国山地の豊富な木材と銅山川から得られる良質な工業用水を背景として、近代以降大王製紙社を中心に大きな発展を遂げてきた。また、同社の煙突（二〇七m）は一九八〇年代より八角形断面にデザインされるなど景観上の工夫が施されているほか、一九九一年には一〇本の煙突機能を集約した高層集合煙突（一八〇m・愛称コスモスタワー）が排煙・悪臭の軽減と景観の改善を目的に整備されている。臨海部の妻鳥町、村松町には運河越しにコスモスタワーを含む紙・パルプ工場の姿が明確に捉えられる。また、市街地南部に位置する具定展望台からは、瀬戸内海を背景に紙・パルプ製造

の紙・パルプ産業をPRしているほか、一九九八年には愛媛県新観光振興計画が策定され、紙・パルプの産業観光推進に着手している。二〇〇〇年には川之江市観光協会による産業観光コースの設定や産業観光ガイドブックの刊行、二〇一一年からは前述の具定山からの製紙工場パノラマを市が積極的にPRし始め、企業も絵はがきを発行したのに加え、工場夜景ツアーなども企画されている。

一方、一九七八年より川之江青年会議所が実施している「紙まつり」では、水と三権の「紙神社」への奉納や関連する神事の実施、紙製のドレス製作や紙の造形物パレードなどが行われ、「紙の街」が継続してアピールされている。紙づくりの育む文化は市民にも既に深く浸透しているが、（写真4）ようなテクノスケープも同様の

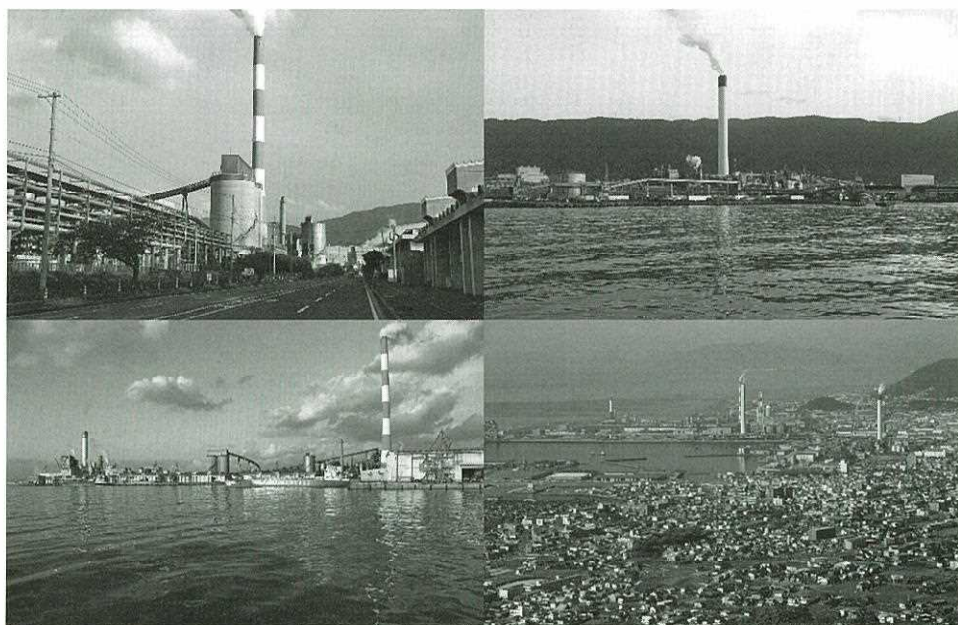


写真4. 四国中央市のテクノスケープ：妻鳥町、村松町、具定山

文化的要素の一つに組み込むことが今後検討されて良いだろう。

（4）宮崎県日南市

日南市吾田地区に位置する王子製紙日南工場は一九三七年に操業を開始した日本パルプ社紙工場を前身とし、約二・五km南東に整備された油津港を

物流拠点として発展を遂げてきた（写真5）。昭和三〇年頃の煙突風景は「経済発展のシンボリック的存在」であり、まるで観光地のように連日数多くの見学者が訪れ、周辺地域は活気に溢れていたという。

当地では紙・パルプ企業と地元とのつながりも強い。一九七三年の第一次石油危機の下、市内の小中学校ではテスト用紙にも不自由するほどの紙不足に陥るが、その翌年、企業（当時の日本パルプ社日南工場）は紙を学校に寄



写真5. 日南市のテクノスケープ（王子製紙日南工場）

贈している。また、同社は一九七六年以来現在に至るまで市内の新入学児童に地元産のスケッチブックを毎年贈呈している。まさに当地の地域生活に密着した産業と言えるだろう。

（5）茨城県高萩市

高萩市では花貫川の豊かな水資源と広葉樹資源を背景として、一九五四年に日本加工製紙高萩工場が創業する。一時は市民の一〇人に一人が同社関連産業に従事していたと言うから、まさに当市は紙・パルプ産業の代表的な企業城下町であったと言えるだろう。煙突の煙が市のシンボルとして捉えられていたほか、高萩駅前には一九六四年に「希望の鐘」（一九九九年撤去）が同社によって寄贈され、市民に親しまれていた。しかしその後書籍向け洋紙などの販売不振などが響き、二〇〇二年に経営破綻してしまふ。

だが、その後この廃工場には新しい生命が吹き込まれた。その敷地が映画やテレビのロケ撮影地として活用されたのだ。映画「進撃の巨人」（東宝映画制作…二〇一五年）などのヒット作も生むが、二〇一一年三月の東日本大震災では煙突の一部が崩壊するなど損傷も大きく、残念ながら二〇一六年よ

り解体撤去され、現在敷地一帯にはメガソーラーが整備されている。未曾有の災害という不運を辿ることとなったが、このユニークな利活用事業は今後のテクノスケープのあり方を議論する上で大きな足跡を残したと言えるだろう（写真6）。

おわりに

本稿で概観した紙・パルプ工業都市にはテクノスケープとともに育まれた個性的な都市文化が息づいている。また、例えば林業や石灰石鉱業など、紙・パルプの関連産業、あるいは鉄道専用線などその物流施設の形成する景観の中にも文化的価値を見出し得るものが少なくない。このような都市は苦小牧や高岡など国内各地にまだ数多く存在しており、現在筆者はその調査研究を進めているところである。研究がまとまり次第、改めてご報告したいと思う。

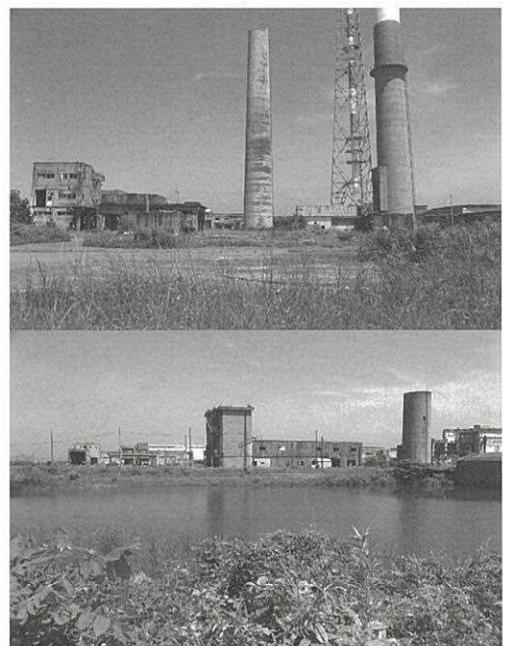


写真6. 日本加工製紙高萩工場跡地(2014年公道より撮影)

【参考文献】

- 1) 岡田昌彰（二〇一七）日本の破都…石灰石が生んだ産業景観、創元社
- 2) 紙業タイムス社（二〇一七）知っておきたい紙バの実際
- 3) 富士市史編纂委員会編纂（一九七〇）富士市史下巻
- 4) 日本経済新聞一九九〇年九月八日付、二〇〇六年十二月十五日付
- 5) 毎日新聞二〇〇〇年四月三日付、二〇〇二年九月十八日付
- 6) 朝日新聞一九九七年五月十六日付、二〇〇三年四月十日付、二〇一六年六月二十五日付
- 7) 読売新聞二〇一〇年五月八日付、二〇一五年九月九日付
- 8) 日吉津村（一九八六）日吉津村誌…歴史と行事を中心として・上
- 9) 川之江市誌編さん会編（一九八四）川之江市誌
- 10) 日南市史編さん室編集（二〇〇五）日南市のあゆみ…日南市誌
- 11) 茨城新聞クロスアイ二〇一七年五月二七日付

愛媛県 新居浜市

CLOSE UP
人づくり⑬

十一月十五日、新居浜市の人材育成の取り組みなどを取材するため、松山からJR予讃線の特急列車に乗った。車窓からは、左手に波静かな瀬戸内海が所々に顔を出し、右手には四国山地の稜線が続く。そんな景色に見とれること一時間、西日本最高峰の石鎚山など急峻な山々が増えはじめたかと思うと、まもなく新居浜駅に到着した。

駅周辺は土地区画整理が施され、駅前には賑わいづくりの核として建設さ

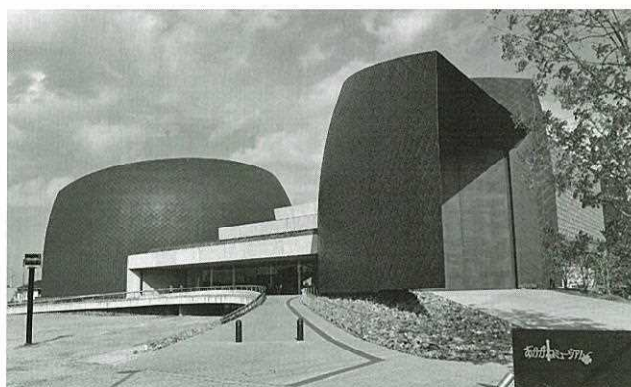


新居浜市庁舎

れた総合文化施設「あかがねミュージアム」、広場や駐車場、駅南北をつなぐ自由通路などが整備され、自転車歩行者道を設けた総幅員二七mのシンボルロードを軸に整然とした街並みが形成されている。このシンボルロードを通って二〇分ほど歩いたところに市庁舎はある。

新居浜市のプロフィール

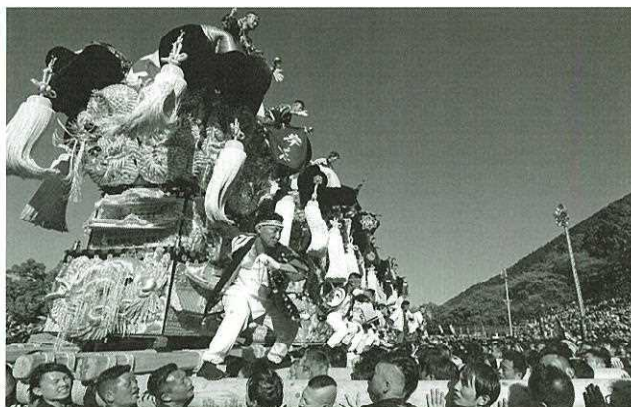
新居浜市は、四国の瀬戸内海側のほぼ中央に位置する人口約十二万人の都市。一九九一（元禄四）年に開坑された別子銅山が繁栄の足がかりを築き、非鉄金属、産業機械、化学工業などの住友グループとその企業群により、四国多数の工業都市として発展してきた。別子銅山は、一九七三（昭和四八）年の閉山まで三世紀近くの長い間、住友という一企業によって採鉱された世界にも例のない鉱山で、その事業跡を市内のいたるところに見ることができ



あかがねミュージアムは、その名のとおり外壁には「あかがね=銅」の板が流線状に張られている

した観光振興に力を入れており、その拠点として、テーマパーク「マイントピア別子」を第三セクター方式で運営している。

マイントピア別子は、端出場（はでは）と東平（とうなる）の二つのゾーンからなり、端出場ゾーンには、鉱山鉄道、観光坑道、砂金採り体験パーク、天然温泉などがあり、幅広い世代が楽しめる。東平ゾーンは、かつて別子銅山の採鉱本部が置かれ、社宅、学校、娯楽場、接待館が建てられるなど山の町として賑わっていたところで、天空にそびえるようなその景観から「東洋のマチュ



四国三大祭りに数えられる「新居浜太鼓祭り」

ピチュ」とも呼ばれている。貯鉱庫、索道基地、インクラインなどの遺構が集中しており、歴史資料館やマイン工房などの施設も整備されている。

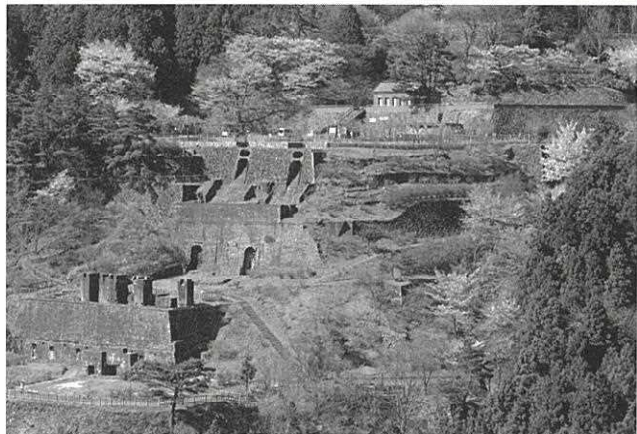
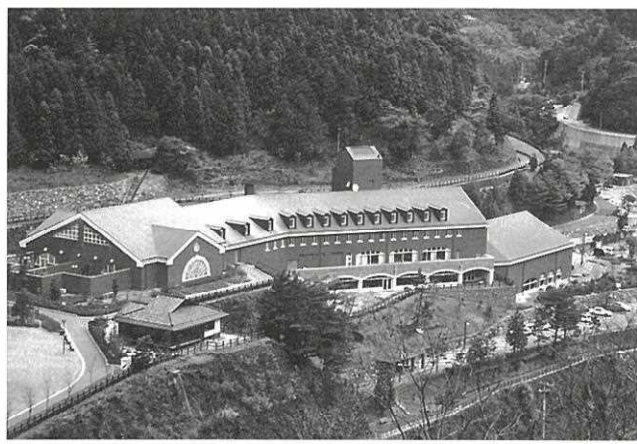
また、別子銅山とともに全国的に名高いのが、毎年、十月中旬に開催される「新居浜太鼓祭り」。徳島の阿波踊り、高知のよさこい祭りと並ぶ四国三大祭りに数えられ、金糸銀糸に彩られた五〇台を超える絢爛豪華な太鼓台が市街を練り歩き、期間中は県内外から二〇万人もの見物客で賑わう。最大の見どころは、複数の太鼓台が市内各所に集まり、重さ三トンを超える太鼓台を一

五〇人余りのかき夫と呼ばれる男衆が担ぎ上げ、その勇壮さを競う「かきくらべ」。男衆を鼓舞するように太鼓が早打ちされ、見物客を巻き込み、祭りは最高潮に達するという。

総合戦略に見る

新居浜市のまちづくり

新居浜市のまちづくりを「新居浜市総合戦略」（平成二十七年十二月策定）から概観すると、目標人口の達成と「住みたい 住み続けたい あかがねのまち」の実現を目指して、四つの基本目標を掲げている。一つは「雇用の創出



別子銅山の産業遺産を活用したテーマパーク「マイントピア別子」端出場ゾーン（上）と東平ゾーン（下）がある。

と地元産業の振興」で、本市の基幹産業であるものづくり産業の振興、住友各社との連携強化や企業誘致の促進が主要施策。二つは「定住人口・交流人口の拡大」。健康で活動的なアクティビシニアを対象とした全国初の企業城下町版C・C・R・Cの導入などの施策で、移住・定住の促進を図る。また、別子銅山の近代化産業遺産群の活用等により、交流人口の増加を推進する。三つは「子育て支援の充実と健康長寿社会の実現」で、子育て世代への経済的支援の拡充など子育て支援の充実を図るとともに、健康寿命を延伸する。四つ

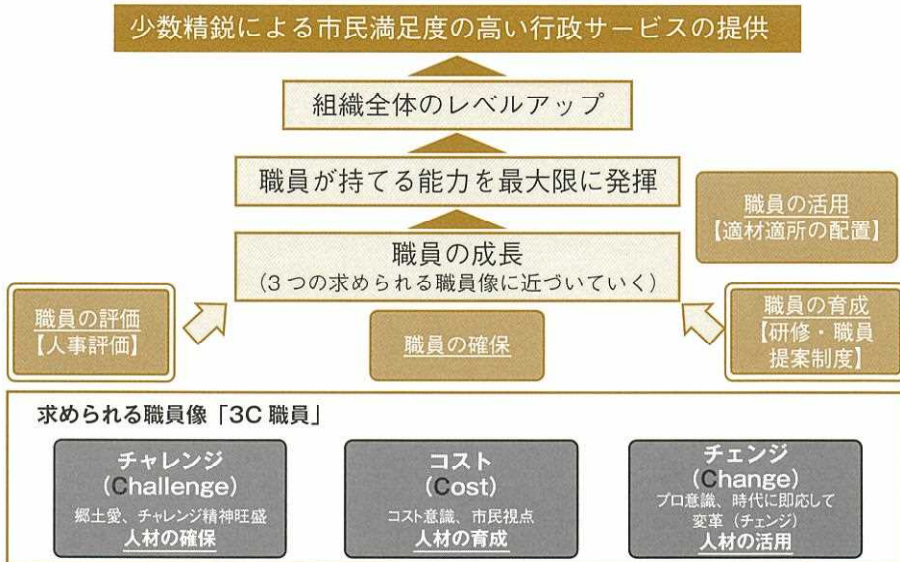
は「広域連携と地域特性を踏まえたまちづくりの推進」で、三市（新居浜・西条・四国中央）連携やまちのコンパクト化を推進するとしている。

まちのコンパクト化に関しては、平成三〇年度を目途に「立地適正化計画」「公共施設再配置計画」の策定を進めているが、この点に触れて、建設部次長（兼）都市計画課長の庄司誠一氏は、「新居浜市を含む東予広域都市計画区域では、市街化区域と市街化調整区域との区分、いわゆる線引きを平成十六年に廃止しました。どこにでも家を建てられるようになったわけですが、人口が減っている中で、市街地がより広がっていいのかということ、今後、限られた予算の中で、広がっていった市街地をどう維持管理していくかが大きな課題」と話した。

人材育成の取り組み

新居浜市の「人材育成基本方針（第

新居浜市の人材育成の概念図



一次改訂版」を見ると、〈図〉のとおり、求められる職員像として3C (Challenge・Cost・Change) を定めている。そしてこれら三つの職員像に近づき、市民満足度の高い行政サービスが提供できるようになるために、研修・提案制度などによる「職員の育成」や人事評価制度を活用した「職員の評



お話を伺った新居浜市職員の皆さん

「価」などの方策に取り組んでいる。

研修については、職場研修、職場外研修、自主研修の三本立てで実施しており、さらに職場外研修は、職位や経験年数に応じて必要な知識を習得する「基本研修」、時代に即した研修や、人権感覚、OA能力等の向上を図る「特別研修」、組織内では得られない高度で専門的な知識や幅広い見識を養う「派遣研修」に分かれている。

特別研修の一つ、技術職員向けに三年前から実施している「技術職員研修」は、庄司次長が中心になって計画して

いるもので、今年度は「各課の事業内容説明」「工事検査班による研修」「立地適正化計画ワークショップ」「測量設計実地研修」の四研修を実施した。

この研修を計画した理由を庄司次長に伺うと、団塊世代の大量退職による技術継承の課題や、事業量の減少や民間への業務委託の増加に伴い、技術職員の現場経験が不足している現状に触れながら、「特に若手職員を見てみると、自分で測量したり、設計したりする基本的な部分が疎かになっていっていると感じています。現状の仕事で手いっぱいなのは分かるのですが、研修を通じて、そうした技術力を少しでも身に付けてもらえれば」とその意図を説明した。

当センターは派遣研修の一機関として「職員研修計画」にも紹介されており、〈表〉のとおり、平成二九年度は九名の職員を派遣いただいた。研修予算を組む人事課の塩崎秀一副課長は「派遣にあたっては、事業との兼ね合いで職務命令の場合もありますが、基本的には予算の枠内で職員本人の希望を優先しています。また受講後は、報告資料をつくって課内で発表するなど、その成果を共有する取り組みもお願いしています」と説明する。そして、

センター研修の評価に関して、豊富な研修メニューや講師陣の充実ぶりを指摘した。

センター研修を受講した感想

センター研修の感想については、水道局工務課の立花由貴さんと秋山弘介さん、建設部道路課の村上智彦さんにお話を聞くことができた。

立花さんは平成二八年、下水道建設課所属のときに設計のことをもう一度勉強し直したいと、『土木技術のポイントA（計画・設計コース）』を受講した。「基礎工や仮設工、各種構造物の計画設計を幅広く学んだ」と振り返り、「特にボックスカルバートの計画設計では構造計算のやり方を詳しく説明いただき、実際にそうした工事を担当することが多かったので、仕事にもすごく役立った」と話した。

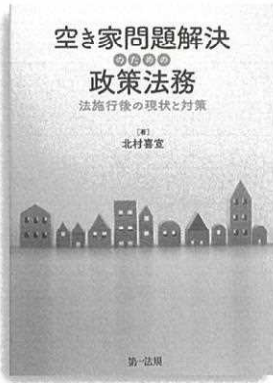
秋山さんは今年度の「アセットマネジメント」を受講。「今年から本格的にアセットマネジメントと経営戦略を練り直す作業がスタートしたため、研修を通してアセットマネジメントのイメージをつかんでおきたい」と思ったのがきっかけだった。アセットマネジメントの先進地である仙台市の講義が

印象に残っていると言い、「レベルがすごく高いなと思ったのですが、どんなアセットマネジメントも本気で取り組まないときちんとできないことを教えられた」と話した。

補修を担当する村上さんは、新規採用で入って三年目の平成二八年、道路全般のことが知りたいと思って『市町村道』を受講した。橋梁やトンネルの五年に一回の点検義務化に対して、やり過ぎではないかと思うところもあったそうだが、「笹子トンネル事故からの経緯などを知って、維持管理の大切さを再確認できた」と話し、「研修後はより高い意識で老朽化対策に取り組めるようになった」と収穫を口にした。

新居浜市のセンター研修参加状況（平成29年度）
【参加人数：9名】

参加研修名	研修期間
建築設備工事監理	4日
建築確認実務Ⅱ	4日
建築リニューアル	3日
空き家対策	3日
建築物の環境・省エネルギー	3日
建築設備（電気）	10日
アセットマネジメント	3日
コンクリート構造物の維持管理・補修	3日
PC橋の維持管理	3日



著者：北村喜宣
発行日：2018/2/5
発行所：第一法規(株)
価格：2,800円＋税

『空き家問題解決のための政策法務』
— 法施行後の現状と対策 —
人の管理が行き届かない家屋が自然災害によって倒壊するなど、全国各地で様々なかたちで空き家問題は生じている。このような中で、空家法によってすべての市町村に事務が義務付けられた。
本書は、空家法成立に至るまでの「都道府県と市町村の協働」「景観保全」といった実務上踏まえておきたい観点からの解説を収録。また、「空家法の実施における法的論点」「実施主体としての市町村行政の対応」について、特徴的・先進的な事例を取り上げながら整理している。
空家法の逐条解説は、法施行後の実務動向を踏まえた最新の内容となっており、ぜひ参照されたい。
第一人者である著者が、自治体による空き家政策のこれまで、現在、そしてこれからを見据えて徹底解説した本書。理論的に体系化された内容は、今後も空き家問題解決を目指して奔走する自治体実務の拠りどころとなるだろう。
(守)



編集：富山新聞社報道局
発行日：2018/1/28
発行所：富山新聞社
価格：1,574円＋税

『奇跡の村・舟橋』
日本一小さな村の人口は、なぜ倍増したか？
「日本一小さな村の人口は、なぜ倍増したか？」「なぜ二〇年以上も合併してこなかったのか？」。本書は、そうした驚きと疑問から取材した富山新聞連載一〇〇回分を纏めた。
その村の名は、富山県の舟橋（ふなはし）村。三・四七平方キロという面積は、自治体で最も小さいが、平成初めの人口約一四〇〇人は、現在約三〇〇〇人に倍増した。十五万未満の年少人口割合二一・八%、住民一人あたりの図書館貸出冊数三二冊も日本一だ。その奇跡の理由を追って、一人の記者が村役場から子育て支援センター、図書館、住民など綿密に取材した記録からあぶり出してきたのは、突拍子もない秘策などではなく、「人」を生き生きさせるコミュニティづくりにあった。その創出を官民一体で探るワーキンググループが目指すのは、地域住民だけでなく村外の人も巻き込んで支え合うこと、それが村全体を輝かせることにつながるという明確な意思が見える。他の市町村にとって示唆深い事例が満載だ。
(0)

刊行図書のご案内

用地取得と補償(新訂9版)



■(一財)全国建設研修センター 編
■B5判・並製・624ページ
■定価 5,800円(税込)
■刊行 平成28年6月
土地収用制度と各種補償制度(一般、公共、事業損失)について分かりやすく解説しています。更にこれらを補完する生活再建措置、調査・交渉・契約・支払い、登記事務等の専門知識についても体系的に網羅しています。

【主な内容】

- 第1章 用地事務概論
- 第2章 損失補償の法理と補償制度
- 第3章 土地等の調査・測量
- 第4章 土地収用の概要
- 第5章 土地の評価
- 第6章 建物の補償
- 第7章 工作物、立竹木の補償
- 第8章 営業の補償
- 第9章 その他の通常損失補償
- 第10章 特殊な補償
- 第11章 公共補償
- 第12章 事業損失の補償及び生活再建措置

監理技術者講習テキスト(平成30年版)



■(一財)全国建設研修センター 編
■B5判・並製・485ページ
■頒価 2,000円(税込)
■刊行 平成30年1月
当センターが実施する監理技術者講習で使用しているテキストです。監理技術者が習得すべき知識、技術を網羅したもので、講習修了後も業務の参考となるように編集しています。

【主な内容】

- 第1章 建設業の現状と監理技術者
- 第2章 建設工事における技術者制度及び法律制度
- 第3章 施工計画と施工管理
- 第4章 建設工事における安全衛生管理
- 第5章 建設工事における環境保全
- 第6章 建設技術の動向

※お申込み・お問合せは(一財)全国建設研修センター図書出版係(TEL.042-327-8400)までどうぞ。
ホームページアドレス：<http://www.jctc.jp/>

部門	研修名	募集人数	研修初日	日数	研修会費(円/人)
土地・用地	用地事務(土地)	40	11/26	5	76,000
	用地交渉のポイント・演習	40	7/18	3	65,000
	用地職員のための法律実務	40	8/29	3	69,000
河川・ダム	河川構造物設計	40	7/2	5	85,000
	河川整備計画・事業評価 -実施例を中心に-	40	8/20	5	82,000
	ダム管理	40	11/12	5	99,000
	ダム総合技術 -ダム再生事業を含む-	40	7/18	3	69,000
	ダム操作実技訓練	60	4/4~ 計10回	3	70,000
	ダム管理主任技術者(学 科)	115	4/16	5	102,000
	ダム管理主任技術者(実 技)	115	5/7~ 計20回	3	78,000
砂防・海岸	砂防等計画設計 -土石流、急傾斜地崩壊、 地すべり対策-	40	6/4	5	87,000
	土砂災害対策 -地方公共団体における土砂災害防止法 の運用事例を中心として-	40	9/19	3	69,000
	海岸技術の実務	40	10/31	3	69,000
道路	道路整備施策	40	6/13	3	69,000
	道路計画・設計 -計画論から設計演習まで-	50	11/12	5	89,000
	市 町 村 道	50	10/9	4	79,000
	交通安全事業(市町村道)	40	7/3	4	79,000
	舗 装 技 術	60	5/9	3	69,000
	道路設計演習	60	7/17	4	75,000
	道路構造物設計演習	60	8/22	3	69,000
	橋 梁 設 計	50	9/6	9	115,000
橋梁	鋼橋設計・施工 -基本技術から維持補修まで-	40	1/23	3	68,000
	PC橋の設計・施工	40	7/11	3	68,000
	PC橋の維持管理	40	12/5	3	68,000
	都市計画 I	各50	5/21	5	95,000
都市計画 II	11/26				

部門	研修名	募集人数	研修初日	日数	研修会費(円/人)
都市	都市再開発	40	6/12	4	84,000
	区画整理	40	7/23	5	89,000
	宅地造成技術講習	110	7/9	5	72,000
	街 路	40	5/29	4	79,000
	交通まちづくり	40	11/6	4	79,000
	公園・都市緑化	40	9/3	5	85,000
	下 水 -ストックマネジメント計画・ 総合地震対策、維持管理-	40	10/2	4	80,000
	景観まちづくり	40	7/23	5	85,000
	住民参加によるまちづくり -地域との連携によるまちづくり-	40	1/22	4	75,000
	コンパクトシティ	70	4/24	4	75,000
建築	建築設計	40	11/12	5	85,000
	建築S構造	60	8/20	5	97,000
	木造建築物の設計・施工のポイント -公共建築物等における 木材利用の促進-	40	11/20	3	69,000
	建築リニューアル -時代に合った機能と 耐震を考慮した改修・再生-	40	9/26	3	69,000
	建築設備(電気)	60	12/3	5	89,000
	建築設備(衛生)	60	7/23	5	101,000
	建築施工マネジメント -公共工事に携わる技術者 として知っておきたい知識-	40	4/25	3	60,000
	建築工事のポイント	40	6/26	4	79,000
	建築物の維持・保全	50	1/15	4	84,000
	建築確認実務 I	各70	6/19	4	70,000
	建築確認実務 II		9/11		
	建築設備工事監理	40	5/29	4	75,000
	女性技術者による建築計画	40	7/4	3	64,000
B I M - BIMによる設計・施工の 見える化技術の活用-	40	9/20	2	50,000	
住宅	空き家対策	70	8/1	3	69,000

平成30年度 研修計画一覧

I. 行政関係職員を対象とした研修コース(行政研修)

部門	研修名	募集人数	研修初日	日数	研修会費(円/人)
事業監理	公共工事契約実務	40	9/12	3	69,000
	総合評価方式の活用	40	6/20	3	62,000
	行政職員に必須の法的素養 -知らないでは済まされない行政のポイント-	40	10/16	4	79,000
	担い手3法と発注事務	40	10/31	3	69,000
施工管理	土木工事積算 -積上型積算演習を通じた土木技術の修得-	50	6/4	5	75,000
	土木工事監督者	50	6/25	5	79,000
	品質確保と検査	40	9/4	4	79,000
防災	災害復旧実務	50	5/7	5	93,000
河川ダム	ダム管理(管理職)	40	4/25	3	65,000
道路	道路管理	60	8/27	5	90,000
橋梁	道路管理者のための 橋梁維持補修	70	10/3	3	69,000
都市	開発許可Ⅰ -開発許可事務の基礎-	各80	6/26	4	69,000
	開発許可Ⅱ -開発許可事務の基礎-		11/19		
	開発許可専門 -的確な許可・指導-	60	10/23	4	66,000
建築	建築基準法(建築物の監視)	80	6/11	5	93,000
	公共建築工事積算	80	8/6	5	90,000
	公共建築設備工事積算(機械)	70	11/7	3	63,000
	建築物の環境・省エネルギー -建築物省エネ法に基づく適合義務や届出等の施行を受けて-	40	10/10	3	67,000
	建築工事監理Ⅰ -工事を的確に監理、監督するポイント-	各70	5/14	5	95,000
	建築工事監理Ⅱ -工事を的確に監理、監督するポイント-		10/29		
	建築設備(機械)改修	40	10/1	5	90,000

※ 網掛けしている研修は、平成30年度新規研修です。研修時期・日数等は変更することがあります。

研修のお問い合わせ先

一般財団法人 全国建設研修センター 研修局

〒187-8540 東京都小平市喜平町 2-1-2

TEL(042)324-5315 FAX(042)322-5296

建設研修に関する最新情報はホームページにてご確認ください。

<http://www.jctc.jp/>

II. 行政・民間の両者を対象とした研修コース(一般研修)

部門	研修名	募集人数	研修初日	日数	研修会費(円/人)	
事業監理	アセットマネジメント -社会資本を効果的、効率的に運用・維持・管理するために-	50	10/10	3	69,000	
	官民連携(PPP/PFI) -官民連携による公共施設等の整備・運営-	40	5/30	3	69,000	
	会計検査指摘事例から学ぶ -設計・積算・施工・契約の留意点-	40	1/31	2	45,000	
施工管理	土木施工管理	70	7/30	3	66,000	
	コンクリート構造物の維持管理・補修	70	11/20	3	64,000	
	若手建設技術者のための 施工技術の基礎	60	5/23	3	69,000	
	仮設構造物の計画・設計・施工	40	10/22	5	79,000	
	土木技術のポイントA(計画・設計コース)	50	7/17	4	78,000	
	土木技術のポイントB(施工・監督・検査コース)	40	10/23	4	78,000	
	構造計算の基礎	70	5/30	3	69,000	
土質・地質	生産性及び品質向上のための コンクリート設計・施工	40	9/19	3	69,000	
	地質調査 -地盤に関わる諸問題解決の知識と留意点について-	40	5/16	3	69,000	
	土質設計計算 -構造物基礎設計の演習-	40	9/25	4	75,000	
防災	やさしい土質力学の基礎	60	6/20	3	69,000	
	地質調査業務 計画と積算 -公共調達事業の品質向上に寄与する地質調査計画の立案・積算を目標として-	40	7/9	2	45,000	
	災害発災直後における対応 -大規模災害の教訓-	40	10/31	3	69,000	
	地域の浸水対策 -ゲリラ豪雨対策など総合的な雨水排水対策の推進-	40	5/23	3	69,000	
	土木構造物耐震技術	40	1/16	3	72,000	
	斜面安定対策 -設計・施工・復旧対策-	40	9/26	3	67,000	
	地すべり防止技術	40	5/8	4	82,000	
	タイムライン(防災行動計画)策定 -洪水浸水被害等の発生に備えて-	40	1/30	3	69,000	
	トンネル	トンネル工法(NATM)	40	10/15	5	89,000
	土地・用地	用地基礎 -若手用地職員のための基礎講座-	40	5/8	11	118,000
不動産鑑定・地価調査		40	7/4	3	69,000	
用地事務 (建物・営業・その他補償)		50	7/9	5	72,000	

種目	試験区分	受検資格	申込受付期間	試験日	試験地	合格発表日
造園施工管理技術検定	1級 学科試験	学歴又は資格により所定の 実務経験を有する者。	5月7日(月)から 5月21日(月)まで	9月2日(日)	札幌・仙台・東京・新潟・ 名古屋・大阪・広島・高松・ 福岡・那覇	10月4日(木)
	1級 実地試験	当年度学科試験合格者。 学科試験免除者。	5月7日(月)から 5月21日(月)まで	12月2日(日)	札幌・仙台・東京・新潟・ 名古屋・大阪・広島・高松・ 福岡・那覇	平成31年 3月6日(水)
	2級 学科試験 (前期試験)	受験年度中における年齢が 17歳以上の者。	3月7日(水)から 3月22日(木)まで	6月3日(日)	札幌・仙台・東京・新潟・ 名古屋・大阪・広島・高松・ 福岡・那覇	7月9日(月)
	2級 学科試験 (後期試験)	受験年度中における年齢が 17歳以上の者。	7月17日(火)から 7月31日(火)まで	11月18日(日)	札幌・青森・仙台・宇都宮・ 東京・新潟・金沢・名古屋・ 大阪・広島・高松・福岡・ 鹿児島・那覇	平成31年 1月18日(金)
	2級 学科試験・ 実地試験	学歴又は資格により所定の 実務経験を有する者。 (学科試験免除者は、実地 試験を受験)	7月17日(火)から 7月31日(火)まで	11月18日(日)	札幌・青森・仙台・東京・ 新潟・金沢・名古屋・大阪・ 広島・高松・福岡・鹿児島・ 那覇	平成31年 3月6日(水)
土地区画整理士 技術検定	学科試験・実地試験	学歴又は資格により所定の 実務経験を有する者。 (学科試験免除者は、実地 試験を受験)	5月7日(月)から 5月21日(月)まで	9月2日(日)	東京・名古屋・大阪・福岡	12月7日(金)

お問い合わせ先

一般財団法人 全国建設研修センター

試験業務局 〒187-8540 東京都小平市喜平町 2-1-2
ホームページアドレス：<http://www.jctc.jp/>

- 土木施工管理技術検定〈1・2級学科及び実地試験〉(土木試験課) ☎042(300)6860(代)
- 管工事施工管理技術検定〈1・2級学科及び実地試験〉(管工事試験課) ☎042(300)6855(代)
- 造園施工管理技術検定〈1・2級学科及び実地試験〉(造園試験課) ☎042(300)6866(代)
- 土地区画整理士技術検定〈学科及び実地試験〉(区画整理試験課) ☎042(300)6866(代)

平成30年度 技術検定試験のご案内

種目	試験区分	受検資格	申込受付期間	試験日	試験地	合格発表日
土木施工管理技術検定	1級 学科試験	学歴又は資格により所定の 実務経験を有する者。	3月16日(金)から 3月30日(金)まで	7月1日(日)	札幌・釧路・青森・仙台・ 東京・新潟・名古屋・ 大阪・岡山・広島・高松・ 福岡・那覇	8月17日(金)
	1級 実地試験	当年度学科試験合格者。 学科試験免除者。	3月16日(金)から 3月30日(金)まで	10月7日(日)	札幌・釧路・青森・仙台・ 東京・新潟・名古屋・ 大阪・岡山・広島・高松・ 福岡・那覇	平成31年 1月16日(火)
	2級 学科試験 (前期試験) 〔種別:土木〕	受験年度中における年齢が 17歳以上の者。	3月7日(水)から 3月22日(木)まで	6月3日(日)	札幌・仙台・東京・新潟・ 名古屋・大阪・広島・ 高松・福岡・那覇	7月9日(月)
	2級 学科試験 (後期試験) 〔種別:土木・鋼構造物 塗装・薬液注入〕	受験年度中における年齢が 17歳以上の者。	7月9日(月)から 7月23日(月)まで	10月28日(日)	(種別:土木) 札幌・釧路・青森・仙台・ 秋田・東京・新潟・富山・ 静岡・名古屋・大阪・松江・ 岡山・広島・高松・高知・ 福岡・熊本・鹿児島・那覇 (種別:鋼構造物塗装・ 薬液注入) 札幌・東京・大阪・福岡	平成31年 1月10日(木)
	2級 学科試験・ 実地試験 〔種別:土木・鋼構造物 塗装・薬液注入〕	学歴又は資格により所定の 実務経験を有する者。 (学科試験免除者は、実地 試験を受験)	7月9日(月)から 7月23日(月)まで	10月28日(日)	(種別:土木) 札幌・釧路・青森・仙台・ 秋田・東京・新潟・富山・ 静岡・名古屋・大阪・松江・ 岡山・広島・高松・高知・ 福岡・鹿児島・那覇 (種別:鋼構造物塗装・ 薬液注入) 札幌・東京・大阪・福岡	平成31年 2月5日(火)
管工事施工管理技術検定	1級 学科試験	学歴又は資格により所定の 実務経験を有する者。	5月7日(月)から 5月21日(月)まで	9月2日(日)	札幌・仙台・東京・新潟・ 名古屋・大阪・広島・高松・ 福岡・那覇	10月4日(木)
	1級 実地試験	当年度学科試験合格者。 学科試験免除者。	5月7日(月)から 5月21日(月)まで	12月2日(日)	札幌・仙台・東京・新潟・ 名古屋・大阪・広島・高松・ 福岡・那覇	平成31年 2月22日(金)
	2級 学科試験 (前期試験)	受験年度中における年齢が 17歳以上の者。	3月7日(水)から 3月22日(木)まで	6月3日(日)	札幌・仙台・東京・新潟・ 名古屋・大阪・広島・高松・ 福岡・那覇	7月9日(月)
	2級 学科試験 (後期試験)	受験年度中における年齢が 17歳以上の者。	7月17日(火)から 7月31日(火)まで	11月18日(日)	札幌・青森・仙台・宇都宮・ 東京・新潟・金沢・名古屋・ 大阪・広島・高松・福岡・ 鹿児島・那覇	平成31年 1月18日(金)
	2級 学科試験・ 実地試験	学歴又は資格により所定の 実務経験を有する者。 (学科試験免除者は、実地 試験を受験)	7月17日(火)から 7月31日(火)まで	11月18日(日)	札幌・青森・仙台・東京・ 新潟・金沢・名古屋・大阪・ 広島・高松・福岡・鹿児島・ 那覇	平成31年 2月22日(金)

登録解体工事講習 ご案内

国土交通大臣登録講習実施機関(登録番号第2号)



**「解体工事」に係る営業所専任技術者、監理技術者
又は主任技術者となるための講習**

■監理技術者になるためには、「監理技術者講習」の受講と「監理技術者資格者証」の携帯が義務づけられています。

！ 解体工事の施工に必要な講習？

平成28年6月1日より改正建設業法が施行され建設業許可の業種区分として「解体工事業」が新設されました。それに伴い、「解体工事」に係る営業所専任技術者、監理技術者又は主任技術者の資格要件が建設業法施行規則等で定められました。国家資格者がその資格において、上記の技術者となるためには、「登録解体工事講習」の受講又は解体工事に係る実務経験が必要となります。

募集中

？ 以下の国家資格者が対象です！

- ・平成27年度以前の土木施工管理技術者検定試験〔1級又は2級（種別〈土木〉）〕、建築施工管理技術検定試験〔1級又は2級（種別〈建築〉又は〈躯体〉）〕に合格した方。
- ・技術士〔建設部門又は総合技術管理部門（建設）〕の2次試験に合格した方。

平成30年度「登録解体工事講習」地区別開催回数

講習地	4月	5月	6月	7月	8月	9月
札幌	1				1	
仙台		3		3		3
東京	2	3	2	3	2	3
新潟		1			1	
名古屋	2	2	2	1	1	1
大阪	2	2	2	1	1	1
広島		3		3		3
高松		2		3		3
福岡		3		3		3
計	7	19	6	17	6	17

※実施地区及び実施回数は変更する場合があります。

**お申込みは
当センターホームページから！**

ホームページで基本情報入力 → 講習の申込み → 受講票の受領

当センターホームページのインターネット申込フォームで基本情報の入力と、写真を添付してください。(別途後日PC・携帯メールでの送信も可)

申込フォームの指示に従って、申込受付を完了後、申込受付メールを送信いたします。選択した決済方法で受講料をお支払いください。

入金確認後、受講日の約1ヶ月前から随時受講票をメールで送信します。

第1希望日の1週間前までに受講票メールが届かない場合はご連絡ください。

講習の受講から講習修了証の受領まで

講習の受講

受講日に持参するもの
・受講票 ・えんぴつ ・消しゴム
テキストは講習会場で配布します。

修了試験

講義終了後「試験」を実施します。
試験は講義の理解度を把握するものです。

講習修了証の受領

試験終了後に講習会場で交付します。



問合せ先



一般財団法人
全国建設研修センター
事業推進室 解体工事講習係

ご質問等は電話で、お気軽にお問合わせください。

<http://www.jctc.jp/>
042(300)1743

〒187-8540 東京都小平市豊平町 2-1-2

平成30年度

企業向け

出張講習

建設業に携わる
企業の方へ

建設工事の施工における 建設業法等の講習

知らなかった!!では
すまされない!

建設業法

法令遵守は企業の社会的責任!!

建設業法等の法令違反には
厳しい監督処分や罰則!!



当講習の特徴

1. 必要な講座のみ選択
時間や経費の節減
2. パワーポイントによるビジュアルな解説
ベテラン講師陣による
解りやすい説明と質疑応答

当講習の活用例

1. 社内研修として活用
2. 継続教育(CPD)として活用
3. 協力会社と一緒に研修会として活用

当講習についてお願い

依頼先へ出向いての出張講習となります。
会議室、プレゼンテーション設備(パソコン、プロジェクター、
マイク等)は依頼者側でご用意してください。
※依頼先で会議室が無い場合には、ご相談ください。

講習料金 (講習料金にはテキスト代と消費税を含みます。)

講座内容に基づき、講義時間を3時間以上となるよう講座
選択してください。

講義時間	料金(消費税込)
3時間	8,000円 /人 3時間以上30分毎に500円加算注

※ 受講人数について:各講座25人未満の場合は、25人分の料金となります。

70人を超える場合の料金については、お問い合わせください。

※ 実施地区により、別途講師の諸経費等が必要となる場合があります。

※ 土日に開催を希望される場合にもご相談ください。

注 6時間を超える場合は、2日間での実施となります。

【ご注意】

当出張講習が、CPDの認定プログラムに該当し単位が与えられるかどうかの詳細については、各CPD登録団体に直接お問い合わせください。なお、当研修センターは、CPDの登録は行っておりませんので、直接単位取得とはなりません。ご了承のうえ、お申込みしてください。

講習申込

講習の申込は、当センターまでお電話で
お問い合わせください。

ご質問等は電話で、お気軽にお問い合わせください。

<http://www.jctc.jp/>
042(300)1743

〒187-8540 東京都小平市喜平町 2-1-2

問合せ先



一般財団法人

全国建設研修センター

事業推進室 出張講習係

監理技術者講習日程表（平成30年4月～9月）

受講地	会場名	4月	5月	6月	7月	8月	9月
札幌	北海道建設会館	3(火)・20(金)	9(水)・23(水) 31(木)	5(火)・27(水)	11(水)・31(火)	7(火)・28(火)	4(火)・21(金)
	会議研修施設アキュ	6(金)・13(金)					
函館	函館北洋ビル8階ホール	10(火)				10(金)	
	ヘルクラシック旭川	3(火)		22(金)		2(木)	
帯広	道新ホール		8(火)		19(木)		11(火)
	アップルパレス青森	10(火)	15(火)		24(火)	28(火)	
青森	ユートリー	20(金)		12(火)		3(金)	
	いわて県情報交流センター(アイーナ8F)	6(金)・17(火)	15(火)・24(木)	15(金)	24(火)		11(火)
盛岡	宮城県建設産業会館	6(金)・12(木) 19(木)・24(火)	8(火)・17(木) 29(火)	8(金)・26(火)	6(金)・13(金) 27(金)	8(水)・24(金)	7(金)・28(金)
	秋田県J Aビル	3(火)	22(火)	22(金)	10(火)		5(水)
山形	山形県建設会館	26(木)		5(火)			20(木)
	福島県建設センター		15(火)			23(木)	
いわき	いわき建設会館		10(木)		12(木)		
	ビックパレットふくしま	3(火)		20(水)			*
郡山	茨城県建設技術研修センター	5(木)・27(金)		8(金)	18(水)	24(金)	
	コンセーレ	17(火)	15(火)	12(火)	13(金)		11(火)
宇都宮	ベシア文化ホール(群馬県民会館)	13(金)	15(火)	13(水)	5(木)		13(木)
	埼玉建産連研修センター(建産連会館)	5(木)・10(火) 19(木)・25(水)	10(木)				
さいたま	J A 共 済 埼 玉		9(水)・18(金)	6(水)・26(火) 29(金)	13(金)・24(火)	23(木)	4(火)・28(金)
	千葉	ホテルプラザ菜の花	4(水)・13(金) 26(木)	8(火)・15(火) 31(木)	12(火)・19(火) 27(水)	20(金)	2(木)・21(火)
柏	柏商工会議所会館	17(火)	23(水)	22(金)		30(木)	
	山崎製パン企業年金基金会館	10(火)		12(火)		24(金)	
東京	アクセス渋谷フォーラム	12(木)・13(金) 19(木)・20(金) 24(火)	10(木)・11(金) 16(水)・23(水) 29(火)	6(水)・15(金) 22(金)・28(木)	4(水)・19(木) 27(金)	7(火)・21(火) 28(火)	7(金)・20(木) 28(金)
	フクラシア東京ステーション	6(金)・27(金)	24(木)・25(金)	21(木)	24(火)	24(金)	14(金)
	CIV研修センター秋葉原(相鉄万世橋ビル2階)	10(火)・26(木)	8(火)・18(金)	13(水)	13(金)	2(木)	11(火)
小平	全国建設研修センター 研修会館	4(水)・25(水)	1(火)・30(水)	26(火)・29(金)	5(木)・24(火)	28(火)	11(火)
	横 浜	関内新井ホール		2(水)・8(火) 23(水)・31(木)	5(火)・15(金) 19(火)	3(火)・18(水) 24(火)	3(金)・22(水) 28(火)
相模原	横浜商工会議所	10(火)					
	かながわ労働プラザ	17(火)・27(金)					
新潟	プロミティふちのべ	18(水)	30(水)		31(火)	*	
	朱鷺メッセ	19(木)	8(火)	14(木)	24(火)	10(金)・28(火)	
長岡	ハイブ長岡		24(木)		10(火)		19(水)
	富山	ボルファート とやま	4(水)	15(火)	6(水)	13(金)	27(木)
金沢	石川県地場産業振興センター	10(火)・26(木)	16(水)	7(木)	11(水)	3(金)	
	福井	福井商工会議所	18(水)	22(火)	22(金)		11(火)
甲府	かいてらす		10(木)			21(火)	
	長野	長野バスターミナル会館	25(水)		5(火)	18(水)	7(金)
松本	松筑建設会館		8(火)			23(木)	
	岐阜	長良川国際会議場	24(火)	8(火)		31(火)	21(金)
静岡	静岡労政会館	13(金)	11(金)			21(火)	21(金)・28(金)
	三島	三島商工会議所	11(水)		28(木)	1(水)	
浜松	サーラシティ浜松		9(水)		6(金)		11(火)
	名古屋	TKP名古屋駅前カンファレンスセンター	6(金)・17(火) 19(木)	2(水)・15(火) 25(金)	12(火)・20(水) 26(火)	6(金)・11(水) 24(火)	10(金)・21(火) 28(火)
津	アクセス名古屋駅前フォーラム	13(金)・27(金)	11(金)・29(火)	8(金)	20(金)	3(金)	7(金)
	メッセウイングみえ	6(金)・17(火)	29(火)	26(火)	11(水)	31(金)	
大津	ピアザ淡海(滋賀県立県民交流センター)	17(火)			31(火)		
	TKP京都駅前カンファレンスセンター	5(木)		12(火)			28(金)
大阪	アクセス梅田フォーラム	3(火)・6(金) 13(金)・27(金)	2(水)・11(金)	5(火)・15(金) 19(火)	6(金)・27(金)	3(金)・28(火)	14(金)
	OMMビル 2階会議室		31(木)	27(水)			5(水)
神戸	三宮研修センター	3(火)	24(木)		19(木)	24(金)	
	エルトピア奈良(奈良労働会館)			6(水)			*
松江	松江テルサ		25(金)			3(金)	
	岡山	岡山建設会館		2(水)		6(金)	5(水)
広島	J A ビル	18(水)	18(金)	21(木)	12(木)	3(金)	
	山口	山口商工会議所		10(木)		*	
高松	サン・イレブン高松	13(金)			25(水)		19(水)
	松山	松山市総合コミュニティセンター		10(木)		*	
福岡	福岡建設会館	4(水)・12(木) 26(木)	2(水)・16(水)	21(木)	6(金)	29(水)	26(水)
	北九州	毎日西部会館		29(火)		3(金)	
長崎	長崎県漁協会館	17(火)			31(火)		
	熊本	TKPガーデンシティ熊本		31(木)		26(木)	20(木)
大分	大分商工会議所			15(金)			12(水)
	宮崎	宮崎県建設技術センター		25(金)		10(金)	
鹿児島	鹿児島市町村自治会館	5(木)	10(木)			2(木)	
	浦添	結の街	18(水)			12(木)	*

注1)会場・受講日は追加・変更する場合があります。最新の情報は当センターホームページで確認するか、当センター講習部にお問い合わせください。

注2)※は開催を予定していますが、日程は未定です。

監理技術者講習のご案内



信用と実績のある 当センターの「監理技術者講習」の特徴

- 現場経験豊富な講師が最新の情報を直接講義する対面講習です。
- 建設業法、品確法及び建設工事における安全管理、環境保全
新技術動向を重点的にまとめたテキスト(毎年更新)。
- 建設関係の最新の情報を提供する補足テキスト(3ヶ月毎に更新)。

お申込み等詳細はホームページをご覧ください。
今すぐ <http://www.jctc.jp/> へアクセス!!


「講習修了履歴」と「資格者証」

現場の監理技術者になるには「監理技術者講習」の受講と「監理技術者資格者証」の両方が必要です。

建設業法の一部改正により、「公共工事だけでなく、「民間の重要な建設工事(個人住宅を除く殆どの建設工事が対象)」において専任で配置される監理技術者は、監理技術者講習を受講することが義務付けられています。

国土交通大臣登録
講習実施機関

一般財団法人 全国建設研修センター
「監理技術者講習」の受講
国土交通大臣登録講習実施機関(登録番号第1号)



監理技術者講習
修了履歴(シール化)交付
受講日から5年間有効

「講習修了履歴」
「資格者証」
の両方取得

工事現場の
「監理技術者」
になることができます。

監理技術者講習テキスト

「監理技術者必携 平成30年版」の内容

- 第1章 建設業の現状と監理技術者
- 第2章 建設工事における技術者制度及び法律制度
- 第3章 施工計画と施工管理
- 第4章 建設工事における安全衛生管理
- 第5章 建設工事における環境保全
- 第6章 建設技術の動向



【お申込み・お問合せ先】

一般財団法人 全国建設研修センター
事業推進室 講習部

〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2
TEL 042-300-1741 FAX 042-324-0321

国づくりと研修
KUNIZUKURI TO KENSHU

平成30年3月1日発行◎

編集 『国づくりと研修』編集小委員会
東京都小平市喜平町2-1-2
〒187-8540 TEL042(300)2488
FAX042(327)0925

発行 一般財団法人全国建設研修センター
東京都小平市喜平町2-1-2
〒187-8540 TEL042(321)1634

印刷 図書印刷株式会社

編集後記

●「まちづくりとは一つの正解があるのではなく、その地域ごとに試行錯誤しながら正解に近いものをさがすことかなと、あらためて思っているところです」。座談会の感想として岩崎氏から届いたメールだ。おっしゃるように、まちづくりの課題や民間に期待される役割は地域ごとに異なる。ただ共通して大事なものは、官民がビジョンを共有し、同じ方向でまちづくりを担うことだ。その意味でも、都市再生推進法人制度の更なる普及を望みたい。(t)

●当センター近い小平市にある「玉川上水」には、先日降った残雪が散歩道に溜まっている。江戸幕府が慢性的な水不足を解消するため、多摩川の水を江戸に引く工事を玉川兄弟に託したものの、工事末期には不足する資金を私財で賄ったとされ、まさに官民連携の一大事業だった。江戸、明治、大正、昭和という時代を紆余曲折した歴史資産は、現在も、一部区間、現役の水道施設として活用されている。やがて来る浅春を待って緑道が光る。(O)

研修カレンダー 2018年度

時期	期間	日数	研修名
4月	4~6日	3	ダム操作実技訓練 第1回
	11~13日	3	ダム操作実技訓練 第2回
	16~20日	5	ダム管理主任技術者(学科)研修
	23~25日	3	ダム操作実技訓練 第3回
	24~27日	4	コンパクトシティ
	25~27日	3	建築施工マネジメント
5月	25~27日	3	ダム管理(管理職)
	7~9日	3	ダム管理主任技術者(実技)研修 第1回
	7~11日	5	災害復旧実務
	8~11日	4	地すべり防止技術
	8~18日	11	用地基礎
	9~11日	3	ダム管理主任技術者(実技)研修 第2回
	9~11日	3	舗装技術
	14~16日	3	ダム管理主任技術者(実技)研修 第3回
	14~18日	5	建築工事監理 I
	16~18日	3	ダム管理主任技術者(実技)研修 第4回
	16~18日	3	地質調査
	21~25日	5	都市計画 I
	23~25日	3	ダム管理主任技術者(実技)研修 第5回
	23~25日	3	若手建設技術者のための施工技術の基礎
	23~25日	3	地域の浸水対策
	28~30日	3	ダム管理主任技術者(実技)研修 第6回
	29~6月1日	4	街路
	29~6月1日	4	建築設備工事監理
	30~6月1日	3	ダム管理主任技術者(実技)研修 第7回
	30~6月1日	3	官民連携(PPP/PFI)
30~6月1日	3	構造計算の基礎	
6月	4~6日	3	ダム管理主任技術者(実技)研修 第8回
	4~8日	5	土木工事積算
	4~8日	5	砂防等計画設計
	11~13日	3	ダム管理主任技術者(実技)研修 第9回
	11~15日	5	建築基準法(建築物の監視)
	12~15日	4	都市再開発
	13~15日	3	ダム管理主任技術者(実技)研修 第10回
	13~15日	3	道路整備施策
	18~20日	3	ダム管理主任技術者(実技)研修 第11回
	19~22日	4	建築確認実務 I
	20~22日	3	ダム管理主任技術者(実技)研修 第12回
	20~22日	3	総合評価方式の活用
	20~22日	3	やさしい土質力学の基礎
	25~27日	3	ダム管理主任技術者(実技)研修 第13回
25~29日	5	土木工事監督者	
26~29日	4	建築工事のポイント	
26~29日	4	開発許可 I	
27~29日	3	ダム管理主任技術者(実技)研修 第14回	
7月	2~6日	5	河川構造物設計
	3~6日	4	交通安全事業(市町村道)
	4~6日	3	ダム管理主任技術者(実技)研修 第15回
	4~6日	3	不動産鑑定・地価調査
	4~6日	3	女性技術者による建築計画
	9~10日	2	地質調査業務 計画と積算
	9~11日	3	ダム管理主任技術者(実技)研修 第16回
	9~13日	5	宅地造成技術講習
	9~13日	5	用地事務(建物・営業・その他補償)
	11~13日	3	ダム管理主任技術者(実技)研修 第17回
	11~13日	3	PC橋の設計・施工
	17~20日	4	土木技術のポイントA
	17~20日	4	道路設計演習
	18~20日	3	ダム管理主任技術者(実技)研修 第18回
	18~20日	3	用地交渉のポイント・演習
	18~20日	3	ダム総合技術
	23~25日	3	ダム管理主任技術者(実技)研修 第19回
	23~27日	5	景観まちづくり
	23~27日	5	区画整理
	23~27日	5	建築設備(衛生)
25~27日	3	ダム管理主任技術者(実技)研修 第20回	

時期	期間	日数	研修名	
7月	30~8月1日	3	土木施工管理	
8月	1~3日	3	空き家対策	
	6~10日	5	公共建築工事積算	
	20~24日	5	建築S構造	
	20~24日	5	河川整備計画・事業評価	
	22~24日	3	道路構造物設計演習	
	27~31日	5	道路管理	
9月	29~31日	3	用地職員のための法律実務	
	3~7日	5	公園・都市緑化	
	4~7日	4	品質確保と検査	
	6~14日	9	橋梁設計	
	11~14日	4	建築確認実務 II	
	12~14日	3	公共工事契約実務	
	19~21日	3	生産性及び品質向上のためのコンクリート設計・施工	
	19~21日	3	土砂災害対策	
	20~21日	2	BIM	
	25~28日	4	土質設計計算	
	26~28日	3	建築リニューアル	
	26~28日	3	斜面安定対策	
	10月	1~5日	5	建築設備(機械)改修
		2~5日	4	下水道
3~5日		3	道路管理者のための橋梁維持補修	
9~12日		4	市町村道	
10~12日		3	建築物の環境・省エネルギー	
10~12日		3	アセットマネジメント	
15~19日		5	トンネル工法(NATM)	
16~19日		4	行政職員に必須の法的素養	
22~26日		5	仮設構造物の計画・設計・施工	
23~26日		4	土木技術のポイントB	
23~26日		4	開発許可専門	
29~11月2日		5	建築工事監理 II	
31~11月2日		3	担い手3法と発注事務	
31~11月2日		3	海岸技術の実務	
31~11月2日	3	災害発災直後における対応		
11月	6~9日	4	交通まちづくり	
	7~9日	3	公共建築設備工事積算(機械)	
	12~16日	5	ダム管理	
	12~16日	5	道路計画・設計	
	12~16日	5	建築設計	
	19~22日	4	開発許可 II	
	20~22日	3	コンクリート構造物の維持管理・補修	
	20~22日	3	木造建築物の設計・施工のポイント	
	26~30日	5	用地事務(土地)	
	26~30日	5	都市計画 II	
12月	3~7日	5	建築設備(電気)	
	5~7日	3	PC橋の維持管理	
	5~7日	3	ダム操作実技訓練 第4回	
	12~14日	3	ダム操作実技訓練 第5回	
1月	18~20日	3	ダム操作実技訓練 第6回	
	15~18日	4	建築物の維持・保全	
	16~18日	3	ダム操作実技訓練 第7回	
	16~18日	3	土木構造物耐震技術	
	21~23日	3	ダム操作実技訓練 第8回	
	22~25日	4	住民参加によるまちづくり	
	23~25日	3	鋼橋設計・施工	
	30~2月1日	3	タイムライン(防災行動計画)策定	
	31~2月1日	2	会計検査指摘事例から学ぶ	
	2月	6~8日	3	ダム操作実技訓練 第9回
13~15日		3	ダム操作実技訓練 第10回	

※ 研修時期・日数は変更することがあります。

一般財団法人 全国建設研修センター 研修局

〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2
TEL. 042 (324) 5315 FAX. 042 (322) 5296

※ 下記の市町村振興協会等では、当センター研修受講経費等に対する各市町村への助成制度が設けられています。
(北海道・青森県・岩手県・栃木県・群馬県・神奈川県・新潟県・富山県・山梨県・岐阜県・静岡県・奈良県・和歌山県・岡山県・山口県・徳島県・高知県・熊本県・大分県・宮崎県)
◎詳細は、各市町村振興協会・こうち人づくり広域連合にお問い合わせください。